

西東京市第2次環境基本計画

(平成26年度～平成35年度)



西東京市



はじめに

西東京市は、都心のベッドタウンとして発展してきましたが、武蔵野の景観の中に農地、屋敷林、雑木林があり、日常の生活の中で自然とふれあえるすごしやすいまちです。

このような良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、「西東京市環境基本条例」に基づき、平成16年に「西東京市環境基本計画」を策定しました。その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、平成21年に「西東京市環境基本計画（後期計画）」として見直し、環境保全に向けた取り組みを進めてまいりました。

今日、地球温暖化の問題や生物多様性の危機といった、地球規模での問題が取りざたされるようになり、西東京市として、これらの問題にどのように対応するかを考えることが必要となってきました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の発生をきっかけとして、地域の絆の大切さ、安全・安心な暮らしや防災を意識したエネルギーの安定確保等の重要性が再認識されることになりました。さらに最近では、中国の深刻な大気汚染が報道されるようになり、日本においてもPM_{2.5}への関心が高まっており、健康への被害等が懸念されています。

このような状況と現行計画での取り組みの進捗状況を踏まえ、新たな環境の将来像を「自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安心なまち 西東京」と定めた「西東京市第2次環境基本計画」を策定いたしました。

今後、多様化する環境問題には、地域の特徴を踏まえた取り組みが必要であるため、本計画に基づき、市民・事業者の皆様とともに取り組みを進め、自然環境や地球環境の保全に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

結びになりますが、計画の策定にあたり、熱心にご議論を重ねていただきました、西東京市環境審議会委員の皆様、市民説明会において貴重なご意見を賜りました方々に深く感謝を申し上げます。

平成26年3月

西東京市長

丸山 浩一

目 次

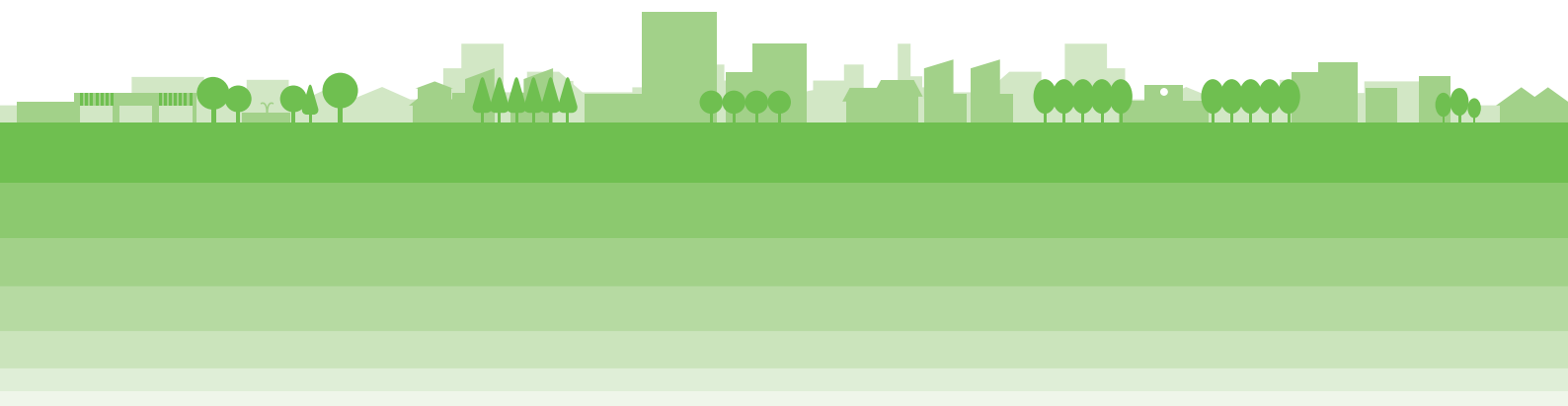
第 1 章	計画策定の背景	
1.1	計画策定の経緯.....	3
1.2	西東京市の環境を取り巻く変化	3
1.3	計画策定の基本的な考え方	4
第 2 章	計画の基本事項	
2.1	計画の役割と位置づけ	9
2.2	計画の期間	9
2.3	計画の対象範囲.....	9
2.4	計画の主体と各主体の役割.....	10
第 3 章	西東京市の現状と課題	
3.1	西東京市の概況.....	13
3.2	西東京市の環境の現状と課題.....	16
第 4 章	西東京市の環境の将来像	
4.1	基本理念	27
4.2	環境の将来像.....	28
第 5 章	将来像を実現するための取り組み	
5.1	基本方針と取り組みの方向.....	33
5.2	取り組み	34
第 6 章	重点プロジェクト	
6.1	重点プロジェクトの位置づけ.....	71
6.2	重点プロジェクトの推進体制.....	71
6.3	重点プロジェクトで目指すテーマ	72



第7章	計画の推進体制・進行管理	
7.1	推進体制	77
7.2	進行管理の手法	78
資 料		
1	西東京市環境審議会委員名簿	83
2	計画策定の経過	83
3	市民参加の状況	84
4	市民意識調査の内容	85
5	西東京市環境基本条例	93
6	用語解説	97

第1章

計画策定の背景



計画策定の経緯

西東京市では、「西東京市環境基本条例」に基づき、平成16年に「西東京市環境基本計画」を策定しました。その後、地球温暖化問題への関心が高まったこと等の社会的動向を踏まえて、平成21年に「西東京市環境基本計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）としてより実効性のあるものに再編成しました。後期計画の対象期間は平成21年度から平成25年度までの5年間となっていました。

今回、これまでの成果を振り返るとともに、社会経済情勢の変化に対応した「西東京市第2次環境基本計画」（平成26年度～平成35年度）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 西東京市の環境を取り巻く変化

後期計画が平成21年に策定されてから、環境行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

■東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓からの市民意識の変化

人々は自然の持つ力に対する社会システムの脆弱性を認識し、大量のエネルギーを消費する社会のあり方や、暮らしの安全・安心の視点の重要性、地域における絆の必要性を再認識しました。

■社会経済情勢の変化

平成24年に国の「第四次環境基本計画」が閣議決定され、環境行政の究極目標である持続可能な社会を「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野で統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられました。さらに、地球温暖化による影響を避けて通ることは難しい状況となっており、人類共通の課題であると認識しています。また、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」が達成されなかったことを受け、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。その他にも、平成25年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）の施行等の環境各分野における政策が示されています。中長期のエネルギー政策を示す「エネルギー基本計画」は、見直しが進められています。

東京都では、平成23年に「2020年の東京」を策定し、10年後に向けた8つの目標を掲げています。その中には、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」という環境に関する目標が2つ含まれています。その他にも、平成24年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、



生物多様性の保全に向けた取り組みを進めています。また、東京都環境審議会の「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」の答申では、エネルギーの安定供給や災害リスクへの対応等が示されています。

西東京市においても、行政運営の要である「西東京市第2次基本構想・基本計画」が平成26年3月に策定されました。本計画は、基本構想・基本計画が示す市の長期的ビジョンやその他の環境保全に関する計画と整合を図っています。

1.3 計画策定の基本的な考え方

計画の策定にあたり、以下の3つの着眼点を重視しました。

■着眼点1：新しい局面に対応した計画とする

東日本大震災や原子力発電所の事故を受けて、市民の意識が変化し、暮らしの安全や安心の重要性が増しています。また、後期計画が平成21年に改定されてから、国や東京都において新しい環境に関連する制度の構築や計画の策定等が進められ、西東京市においても環境保全に関する計画等が策定されています。このような状況を踏まえ、社会経済情勢の変化等の新しい局面に対応した計画を策定します。

策定方針 ▶

- ・ 環境に関する取り組みは、長期間にわたり継続的に取り組むことで初めて結果が出てくるものです。そのため、10年後だけではなく、さらにその先を見据えた将来像や基本方針を設定しました。
- ・ 国や東京都、他自治体の動向を把握し、市として対応すべきことを検討し、施策に反映しました。
- ・ 市の関連計画との整合を図りつつ、市の環境の現状や課題を踏まえて施策を検討しました。

■着眼点2：市民・事業者・行政が連携して取り組む計画とする

市内の環境を改善、保全していくためには、様々な主体が協力して取り組むことが重要です。そのため、市民・事業者・行政が連携して取り組める計画を策定します。

策定方針 ▶

- ・ 多様な主体が計画の推進に向けて話し合う場として、環境保全推進協議会を位置づけました。
- ・ 市民・事業者・行政が連携して取り組む重点プロジェクトを掲げました。

■ 着眼点3：実効性の高い計画とする

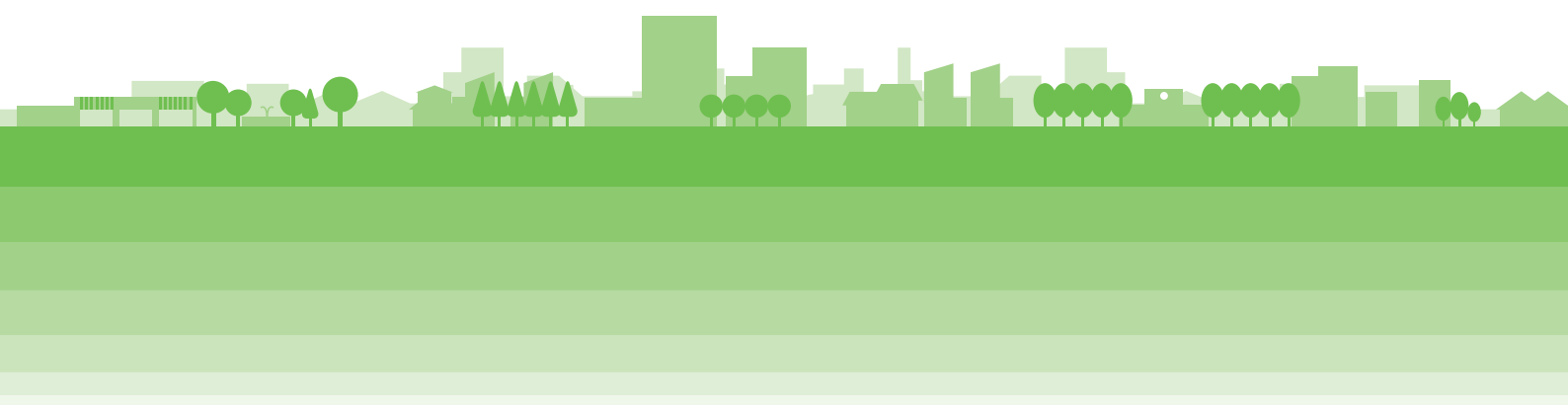
環境に関する問題について、より成果を出すためには、優先的に取り組むべき施策を抽出する必要があります。また、一人でも多くの人々が環境意識を高め、家庭や職場で行動に移す必要があります。そのため、実効性の高い取り組みを掲げた計画を策定します。

策定方針 ▶

- ・ 後期計画での施策の進捗状況を把握し、優先的に取り組む施策を検討しました。
- ・ 優先的に進める必要のある取り組みを重点プロジェクトとして掲げました。
- ・ 重点プロジェクトの具体的な取り組みを検討する場として、環境保全推進協議会を設置することとしました。
- ・ 西東京市だけでは解決できない課題については、近隣自治体等との連携も視野に入れながら、市内において取り組むことのできる内容を検討しました。

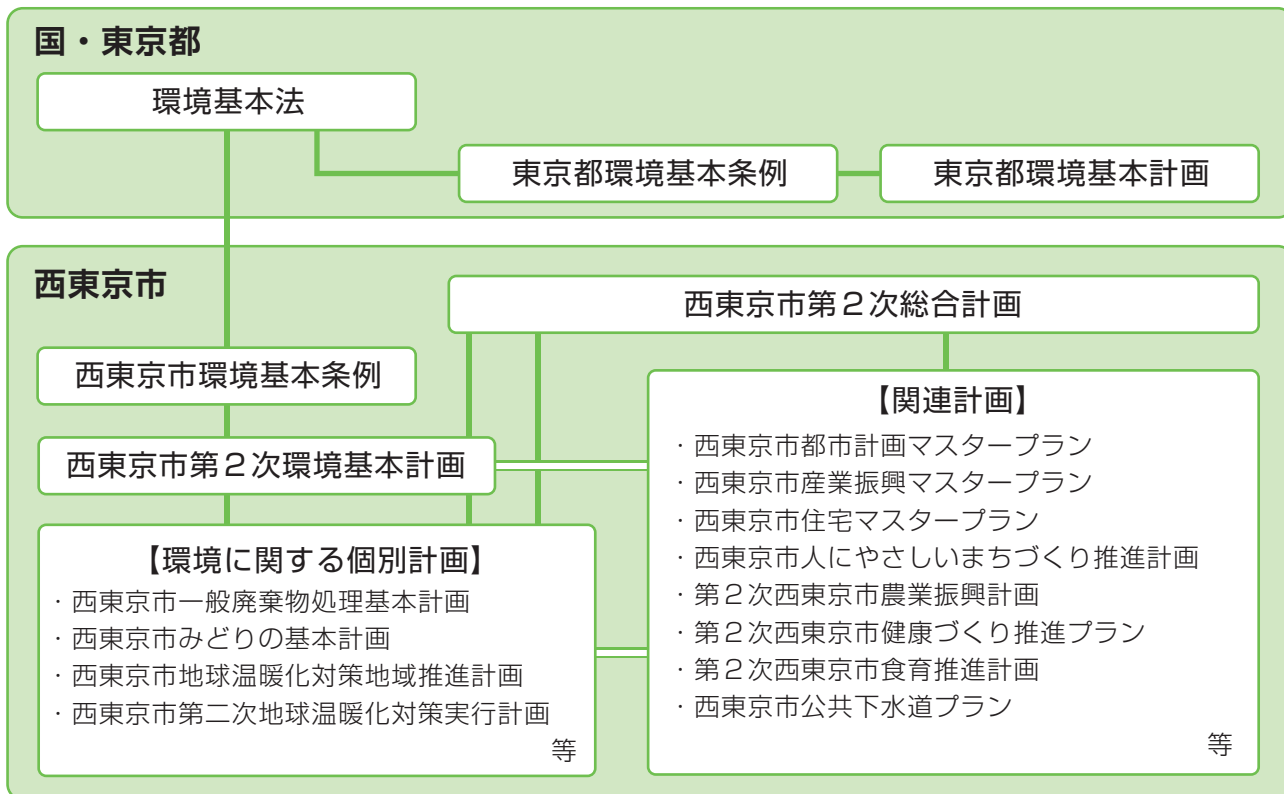
第2章

計画の基本事項



1 計画の役割と位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づき策定します。また、環境に関する関連計画と整合を図ります。



計画の期間

本計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を対象期間とします。また、社会経済情勢の変化や環境技術の進歩に対応するため、5年後を目途に見直しを行います。

3 計画の対象範囲

西東京市環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取り組みを計画の対象範囲とします。



2.4 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例の抜粋

(市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
 - 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

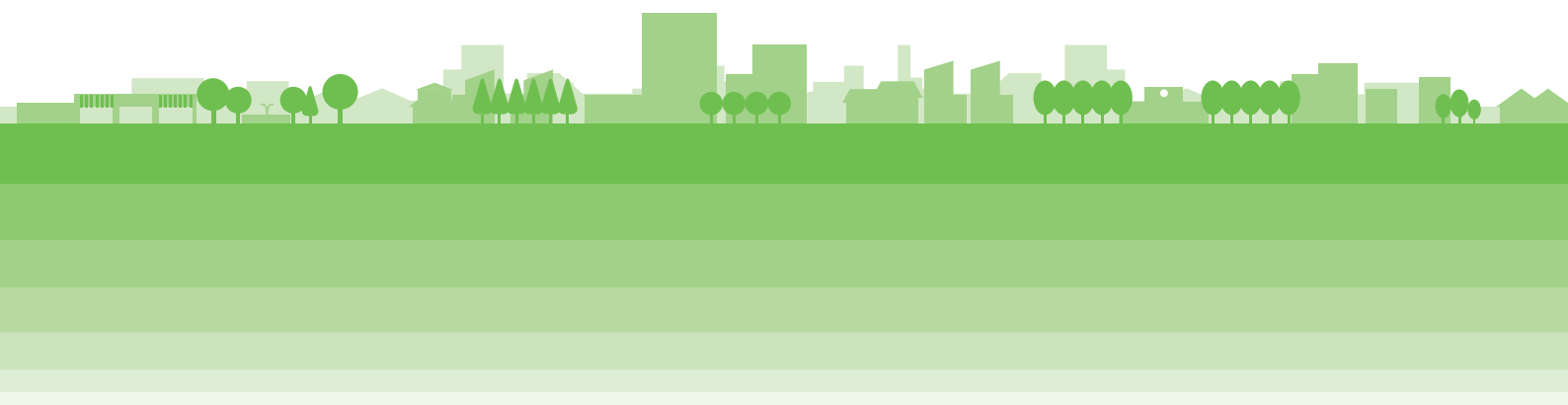
- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
 - 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。
- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
 - 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
 - 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第3章

西東京市の現状と課題



1 西東京市の概況

■西東京市の位置と地勢

西東京市は、東京都心の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

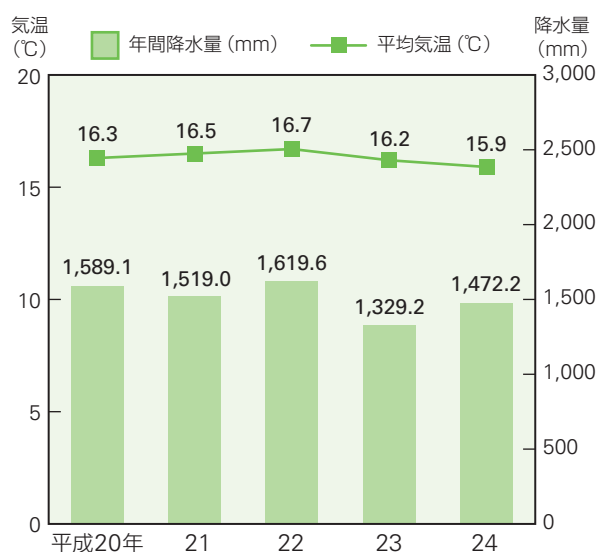


図1 西東京市の位置

市域は、最高標高67.0m（芝久保町三丁目付近）、最低標高46.7m（下保谷三丁目付近）であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、南部に玉川上水、千川上水といった水路があります。地質は、植物の生育に適している関東ローム層で厚さ10m以上の場所が多くなっています。

■気候

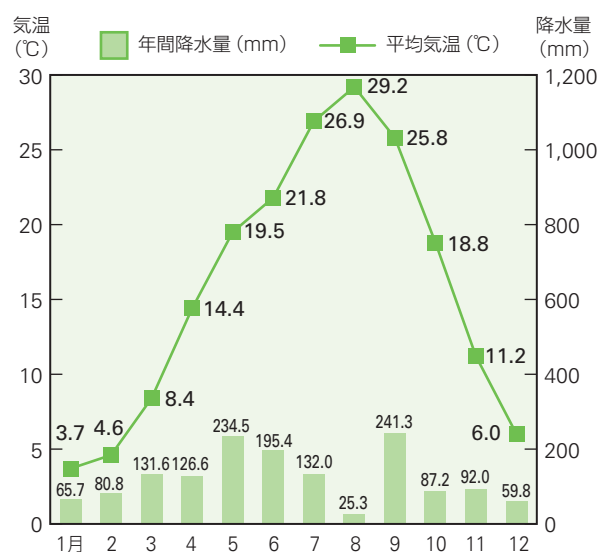
西東京市の平成24年の平均気温は15.9℃であり、年間降水量は1,472.2mmとなっています。



観測地点：東大生態調和農学機構

資料：統計にしようきょう 平成24年版

図2 年間降水量と平均気温の推移



観測地点：東大生態調和農学機構

資料：統計にしようきょう 平成24年版

図3 平成24年の月別降水量と気温

3.1 西東京市の概況

■人口と世帯

西東京市が合併した年である平成13年の1月1日の人口は179,710人でしたが、平成25年1月1日現在の人口は、197,805人であり、増加しています。また、世帯数も増加傾向を示しており、平成25年1月1日の世帯数は91,253世帯です。一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成25年1月1日で2.17人となっています。

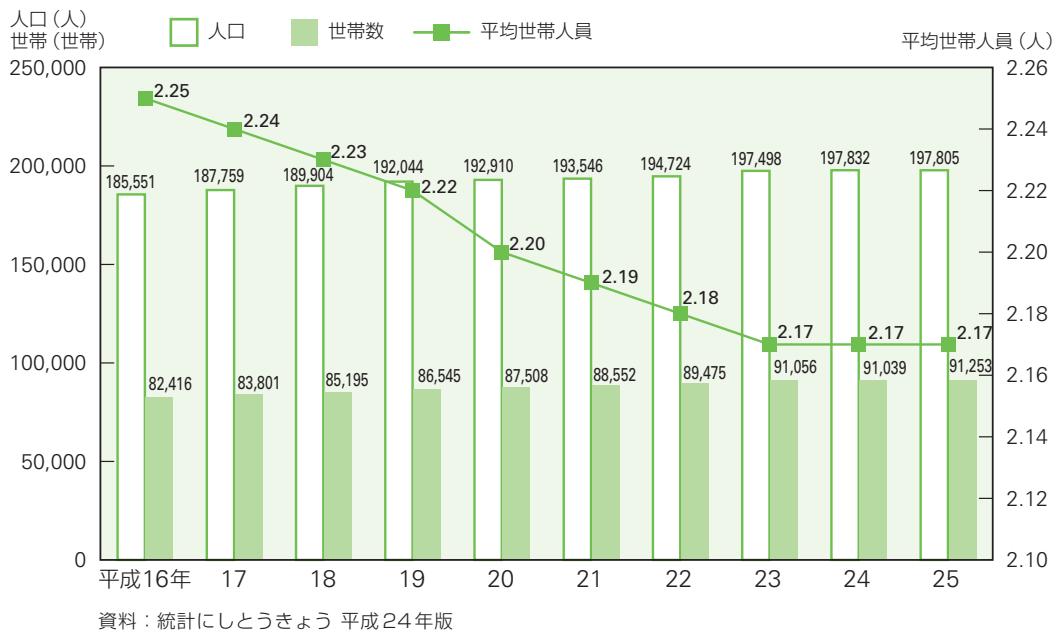


図4 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

西東京市の昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口の割合）は、平成22年で80.0%と、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は低くなっています。

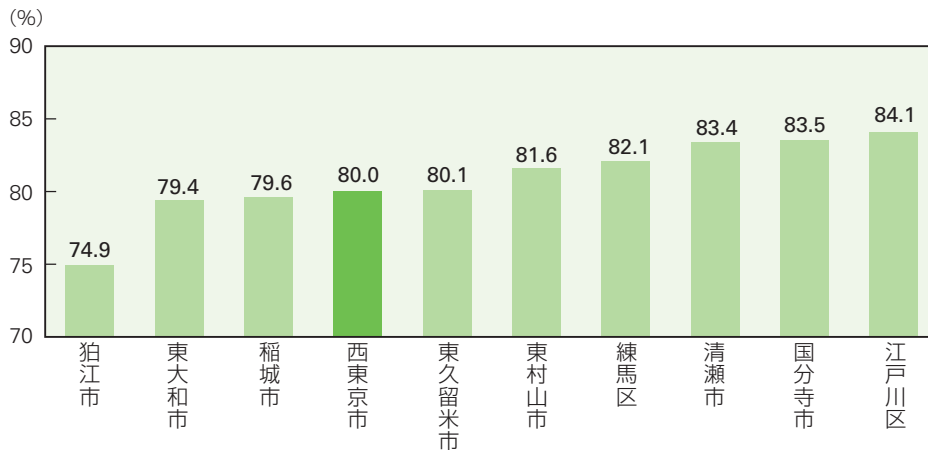
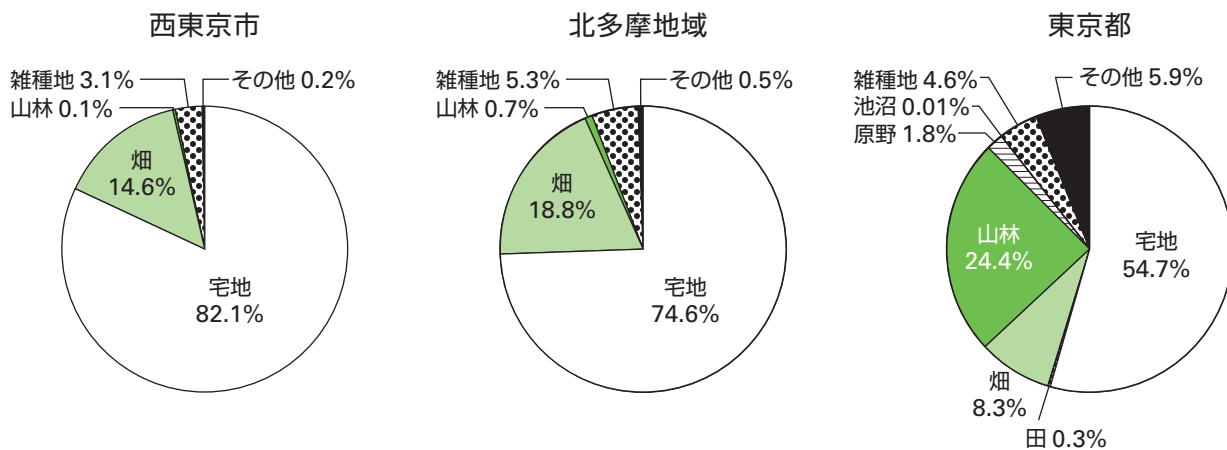


図5 東京都の自治体の昼夜間人口比率が低い10自治体（平成22年）

■土地利用

西東京市は、東西4.8km、南北5.6kmにわたり、面積は15.85km²です。総面積のうち、宅地が82.1%を占めており、東京都、北多摩地域（西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市）と比較して高くなっています。

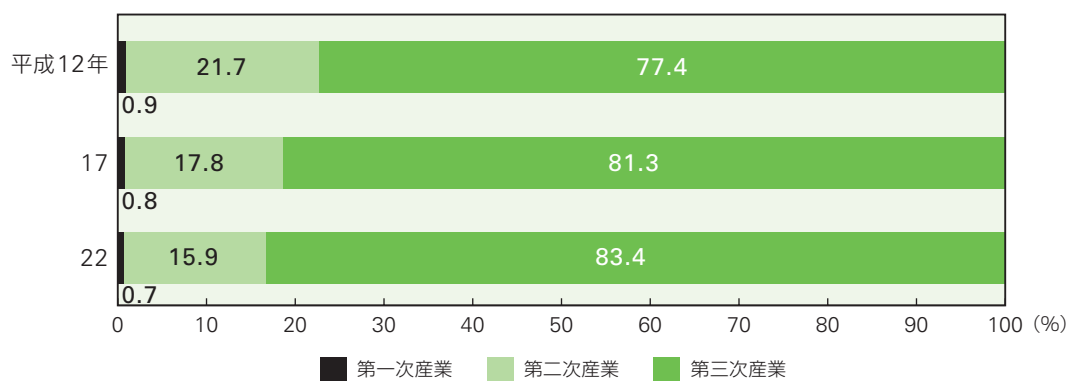


資料：東京都総務局統計部「東京都の統計」

図6 土地利用の割合（平成23年）

■産業

西東京市の産業別の従業員数は、平成22年度において、第三次産業は83.4%を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業は15.9%を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業は1%に満たない状況が続いています。



資料：統計にしようきょう 平成24年版

図7 産業別の従業員数の割合

3.2 西東京市の環境の現状と課題

(1) 自然環境、歴史的及び文化的環境資源

■自然環境

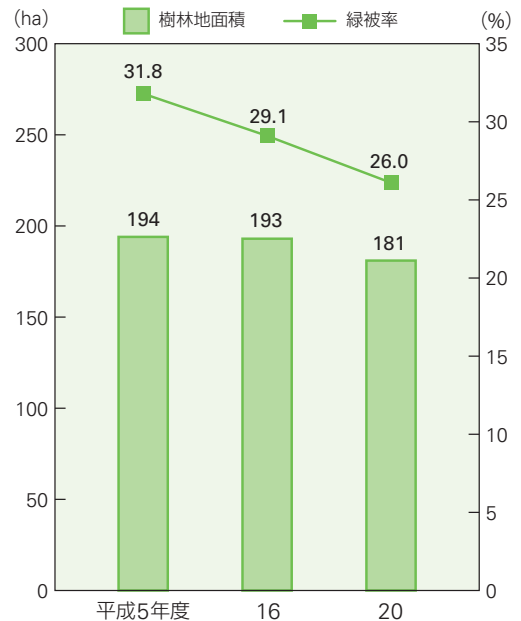
現状

西東京市には、雑木林、屋敷林、農地等の武蔵野の景観が残されていますが、みどりは都市化とともに減少傾向にあります。樹林地面積は、維持管理の困難さや土地相続時の処分等により減少しつつあり、西東京市では、保存樹木の指定や生垣造成助成等の補助制度により保全を支援しています。また、農地は、宅地への転用や後継者不足等により減少しています。一方、みどりは多様な生物の生育・生息の場でもあり、私たちの暮らしは多様な生物の恵みに支えられています。

市内を流れる石神井川は、市民団体により清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場としてのきれいな水辺環境が存在する場所がありますが、水が流れていない場所や魚類等の生息が確認できない場所もみられます。現在行われている東伏見公園の整備では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりに親しめる憩いの空間づくりや生物の多様性に配慮した水とみどりのネットワークづくりが進められています。

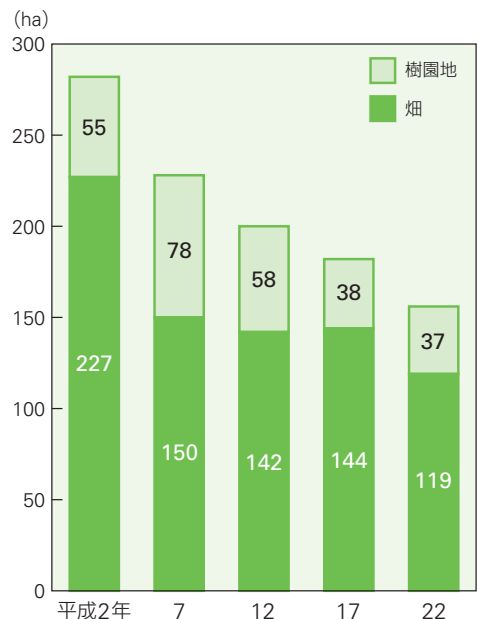
課題

みどりを保全するためには、土地所有者や近隣住民等の理解を得て地域全体で協力する取り組みが重要です。農地については、今後、持続可能な農業経営を進めることで農地の保全を進め、地域の財産として農業者と市民が相互に理解し守っていく仕組みが必要です。また、多様な生物の生育・生息の場を保全するために、みどりの保全、生物多様性の現状の把握、生物多様性に関する市民への意識啓発等を進める必要があります。



資料：西東京市環境白書・環境活動レポート平成24年版

図8 緑被率と樹林地面積の推移



資料：統計にしようきょう 平成24年版

図9 経営耕地面積の推移

歴史的及び文化的環境資源

現状

西東京市の自然に生まれ、残されてきた歴史的及び文化的環境資源には、下野谷遺跡等の遺跡、屋敷・社寺を取り囲む屋敷林及び社寺林、農業とともに育まれた文化、武蔵野の景観等があります。

課題

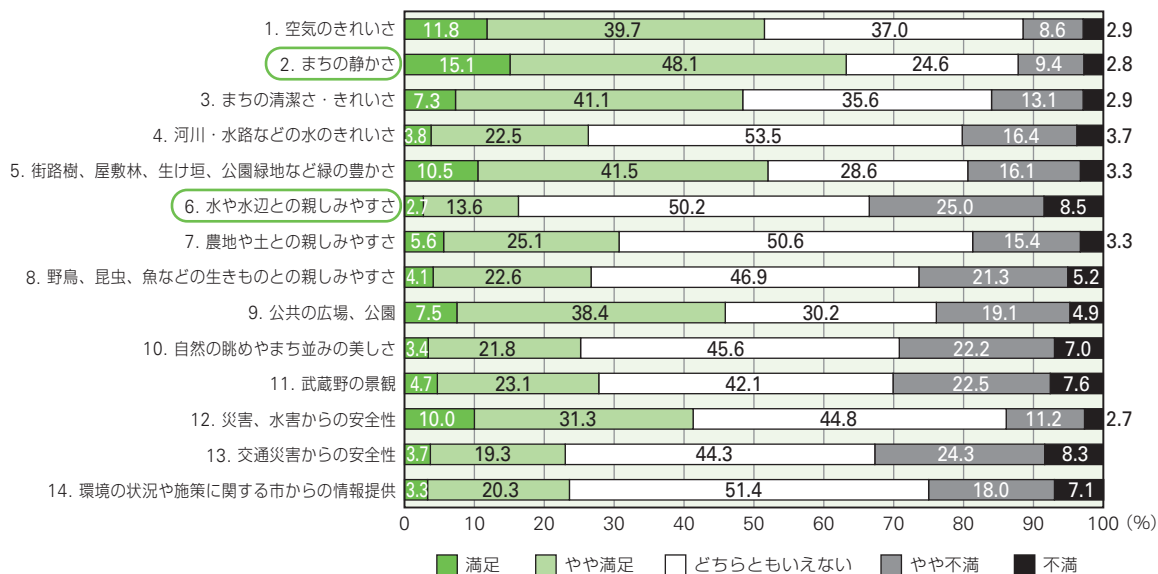
歴史的及び文化的環境資源は、先人たちの生活を知る資料であり、人と自然との関わりの観点から重要な資源であるため、地域、行政が協力して守り、次世代に引き継いでいく必要があります。



田無神社

環境に関するアンケート調査結果にみる 市民の環境に関する満足度

満足度（満足・やや満足の合計）については、「2. まちの静かさ」が最も高く、次いで「5. 街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地など緑の豊かさ」となっています。一方、「6. 水や水辺との親しみやすさ」については、満足度が16.3%と他の項目と比較して低くなっています。



3.2 西東京市の環境の現状と課題

(2) 資源の有効活用、ごみの削減

現状

西東京市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと、ごみ排出量は減少傾向にあります。

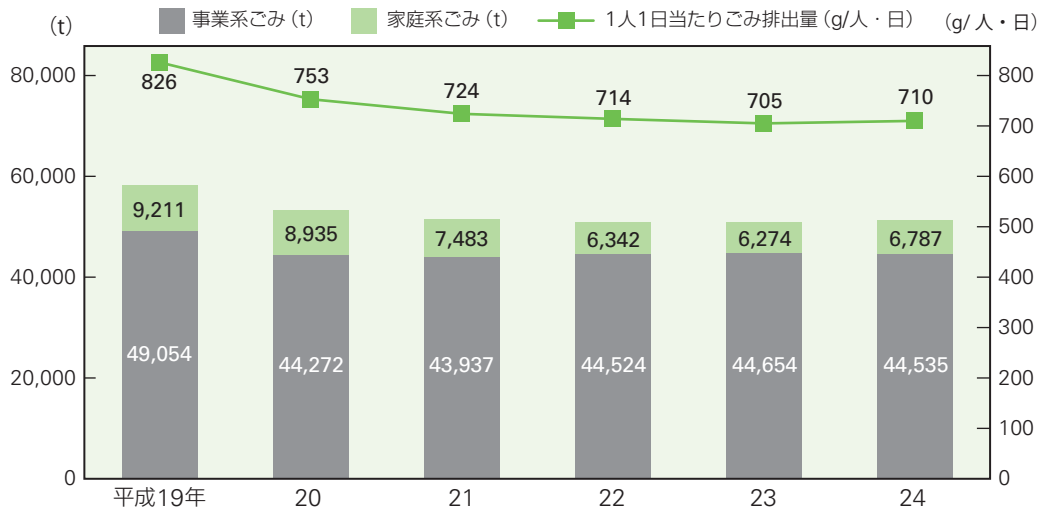
1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度より開始した家庭ごみの有料化の効果で、平成19年度から20年度までにかけて大きく減少し、平成21年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

平成19年度からプラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化^{※1}も進んでいます。また、平成25年4月に「小型家電リサイクル法」が施行され、西東京市においても小型家電の回収を実施しています。

多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、今までは埋め立てていた焼却灰をエコセメント^{※2}として再利用しています。

課題

ごみを埋め立てている処分場のスペースに限りがあるため、西東京市で生活する一人ひとりが3R^{※3}に取り組み、さらなるごみの発生抑制と資源化を推進して処分場の延命化を図る必要があります。同時に、近隣自治体との共同処理やエコセメント化の事業等の安全で安定した処理を継続する必要があります。



資料：ごみ減量推進課資料

図10 一般廃棄物の発生量及び1日1人当たりのごみ排出量

解説

- ※1 資源化：廃棄物を資源として利用すること。西東京市では、「西東京市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源の分別徹底、新たな分別区分の検討、適正な収集回数維持等により、ごみの資源化を進めている。
- ※2 エコセメント：生ごみ等の燃えるごみを焼却してできた灰を主な原料としてつくるセメント。
- ※3 3R：Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったもの。

(3) 安全・安心で快適な生活環境

■大気環境等

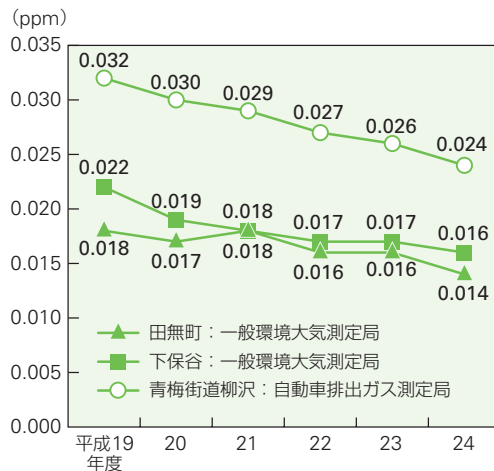
現状

西東京市では、大気環境調査、交通
量・騒音・振動調査等を継続的に実施
しています。また、安全・安心な生活
環境の確保のため、東日本大震災後は空間放射線
量の測定や、給食食材の放射性物質の検査を行い、
結果をホームページ等で公表しています。

また、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質は
減少傾向にあり、環境基準を達成していますが、
光化学オキシダントについては、環境基準を達成
していません。

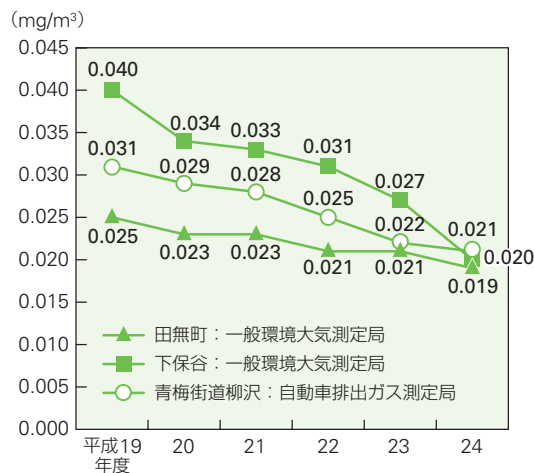
課題

自動車の利用や事業活動による大気
環境の悪化を抑制する必要があります。
エコドライブや事業者による自主
的な取り組みを推進することが必要です。ただし、
PM_{2.5}*¹等の大気環境は広域的な問題であること
から、国や東京都、近隣自治体等との連携が必要
です。



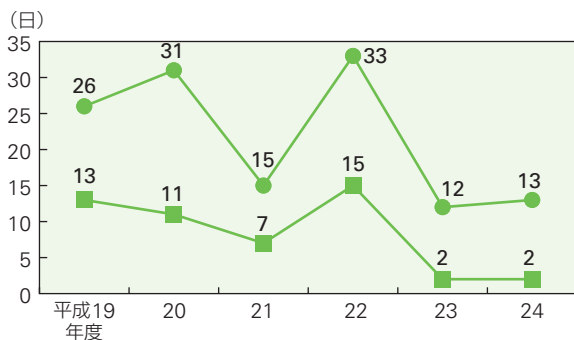
資料：東京都環境局環境改善部「大気汚染常時測定局測定結果報告」

図11 大気中の二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (年平均値)



資料：東京都環境局環境改善部「大気汚染常時測定局測定結果報告」

図12 大気中の浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果 (年平均値)



資料：東京都環境局環境改善部「平成25年の光化学スモッグの発生状況」

図13 西東京市 (多摩北部地域) の光化学スモッグ注意報等の発令状況

環境基準：1時間値が0.06ppm以下
光化学スモッグ学校情報：0.10ppm以上で発令
光化学スモッグ注意報：0.12ppm以上で発令

● 光化学スモッグ学校情報発令日数
■ 光化学スモッグ注意報発令日数

※1 PM_{2.5}：大気中に浮遊している粒径2.5 μm (2.5mmの千分の一) 以下の粒子状物質で、大気汚染の原因物質の一つ。

3.2 西東京市の環境の現状と課題

■河川の水質

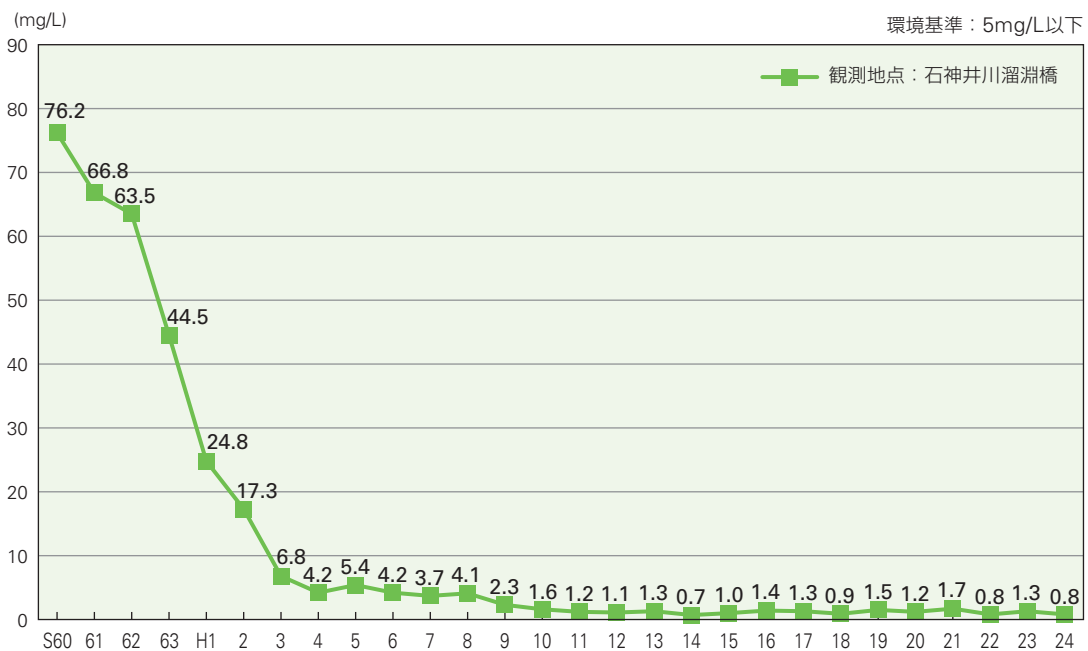
現状

西東京市では、河川の水質調査を複数の調査箇所でも継続的に実施しています。平成3年以降、石神井川（溜漕橋）の水質（BOD^{*1}）は、環境基準を達成しています。それ以外の調査箇所については、年変動が大きい状況が続いています。

石神井川は、全体的に汚濁していましたが、生活排水の公共下水道施設の接続が進み、水質は徐々に改善されつつあります。また、市民ボランティアによる清掃等も行われています。近年、東伏見公園付近では河川と公園の一体整備により、親水化や生物多様性等に配慮されており、水辺環境の改善が進められています。

課題

河川の水質調査や市民への啓発活動の継続実施が必要です。市民団体等との協働により、河川の清掃や多様な生物の生育・生息地の形成に向けた取り組みを進めていくことが課題となっています。また、国や東京都、上流及び下流の近隣自治体等との連携した取り組みも必要です。



資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成24年版

図14 河川の水質 (BODの年平均値)



*1 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が分解されるときに使われる酸素の量で、水質汚濁の指標の一つ。

■安全な交通環境

現状

西東京市には、道路幅員の狭い箇所が多く存在しています。平成24年に実施した環境に関するアンケート調査では、「歩道のない道路や歩道の狭い道路が多い」「狭い道路に自動車が通り危険を感じる」等の意見が寄せられ、狭幅員の道路に危険を感じている市民が多いことがうかがえます。

課題

高齢化が進むなかで、誰もが市内を安全に移動できる交通環境の整備を進める必要があります。また、低炭素社会の実現の観点からも交通渋滞の緩和等の取り組みが必要です。

■まちの美化

現状

西東京市では、市内一斉清掃やまちの美化と安全を推進する事業、ごみ置き場のパトロール等により、まちの美化に取り組んでいます。しかし、平成24年に行われた環境に関するアンケート調査では、ごみや資源物等のポイ捨てで目立つものとして、「タバコの吸い殻」という意見が最も多く、ポイ捨て・路上喫煙対策の必要性を感じる結果となりました。

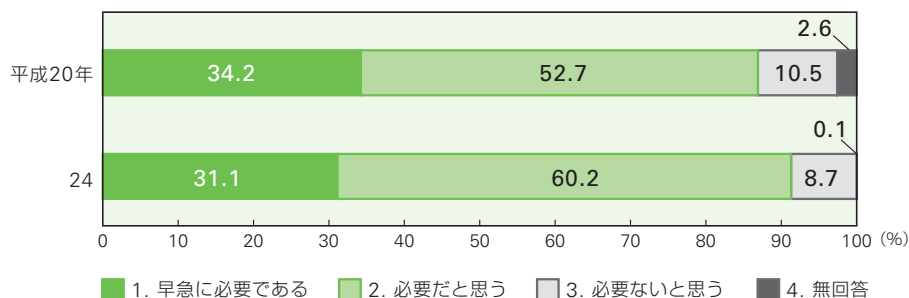
課題

心地よい環境をつくるため、市内の美化活動を強化することが必要な一方、地域における企業や自治会、商店会、市民ボランティア等の協力が必要です。

環境に関するアンケート調査結果にみる

市民が感じているポイ捨て・路上喫煙対策の必要性

ポイ捨てや路上喫煙の対策が必要であるかについては、「1. 早急に必要である」「2. 必要だと思う」という回答が9割を超えました。



3.2 西東京市の環境の現状と課題

(4) 地球温暖化対策の推進

■ 温室効果ガス排出量

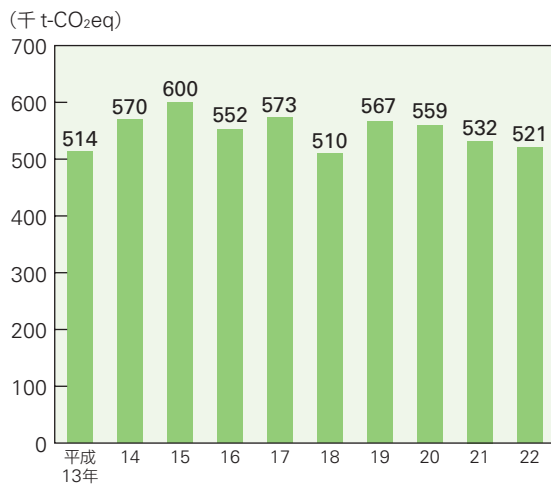
現状

西東京市では、地球温暖化対策として市民や事業者の地球温暖化対策の普及に向けた啓発や助成を行い、市民・事業者による省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進めています。東日本大震災に起因する電力不足を受け、市民や事業者のエネルギーに対する関心が高まっていますが、年間の温室効果ガス排出量は、500千t(CO₂換算)前後で推移しています。部門別の二酸化炭素排出量をみると、民生家庭部門^{※1}が多く、次いで、民生業務部門^{※2}、運輸部門^{※3}、産業部門^{※4}の順となっています。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、西東京市では、平成24年度末現在、公共施設20箇所で太陽エネルギーを利用したシステムを取り入れています。また、緑のカーテンを公共施設において率先して実施することにより、市民や事業者へ導入を促しています。

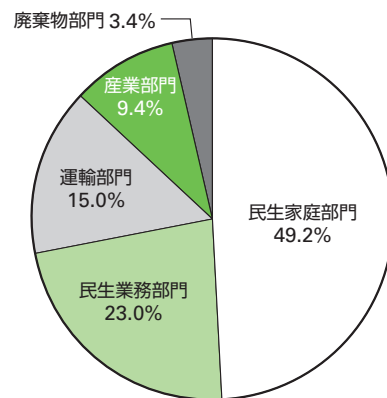
課題

温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、市全体として、地球温暖化対策を進め、低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していくことが求められています。また、地球温暖化への適応^{※5}についても方策を検討する必要があります。



資料：多摩地域の温室効果ガス排出量

図15 西東京市の温室効果ガス排出量の推移



資料：多摩地域の温室効果ガス排出量

図16 西東京市の二酸化炭素排出量の部門別構成比(平成22年度)



- ※1 民生家庭部門：運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費量を計上する部門。
- ※2 民生業務部門：産業部門、運輸部門に含まれない企業・法人が消費したエネルギー消費量を計上する部門。
- ※3 運輸部門：乗用車・バス等の旅客部門と、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門に大別される。
- ※4 産業部門：製造業・農林水産業・鉱業・建設業の合計。
- ※5 地球温暖化への適応：地球温暖化対策には大きく分けて、「緩和」と「適応」がある。適応とは、既起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。

■環境マネジメントシステム

現状

西東京市では、環境マネジメントシステム^{※1}としてエコアクション21^{※2}を運用しており、職員の省エネルギーと省資源に対する意識の向上や公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めています。また、事業者も環境マネジメントシステムを導入し、事業活動の中で地球温暖化対策や自主的な環境保全に関する取り組みを進めています。

課題

環境マネジメントシステムの取り組みを広げていくためにその導入を後押しするとともに、導入後のフォローを検討します。



※1 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組む際の工場や事業所内の体制・手続き等を行う仕組み。

※2 エコアクション21：環境省が定めた「環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドライン」に基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度。事業者の環境への取り組みを推進し、持続可能な経済社会の実現に貢献することを目的としている。環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表をする。

3.2 西東京市の環境の現状と課題

(5) 環境意識の醸成・協働の仕組み

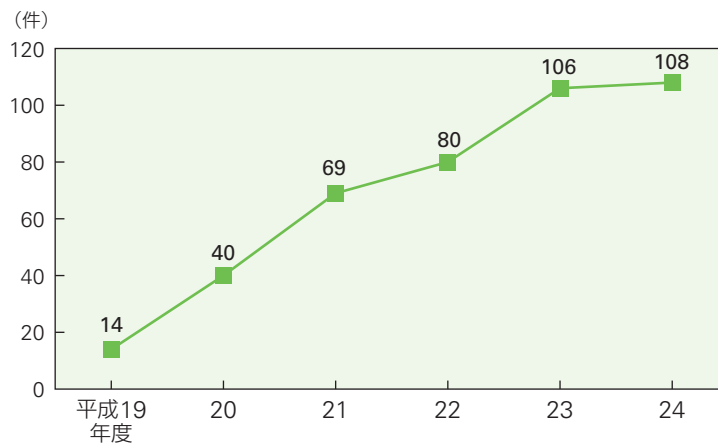
現状

西東京市では、市民団体と協働で開催する観察会や環境講座が増加しており、参加型・体験型の講座も多く開催されています。なかでもエコプラザ西東京は、環境教育の拠点、環境団体や市民の活動の場としての役割を果たしています。エコプラザ西東京では、市の取り組みに加えて国や東京都、市民団体の取り組み等の環境に関する情報を市民や事業者を提供しています。

課題

家庭や職場での小さな行動の積み重ねが、環境の負荷を軽減につながることを知る必要があります。

今後、市民・事業者・行政が協働でみどりの育成や省エネルギー等の環境保全活動を推進し、拡大していく必要があります。また、その取り組みの中で環境分野に関わる人たちが活躍できる場をつくり、活用することも必要です。



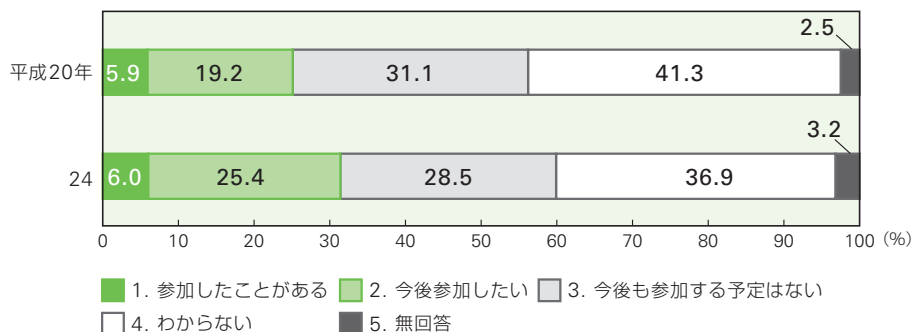
資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成24年版

図17 西東京市の環境学習事業数の推移

環境に関するアンケート調査結果にみる

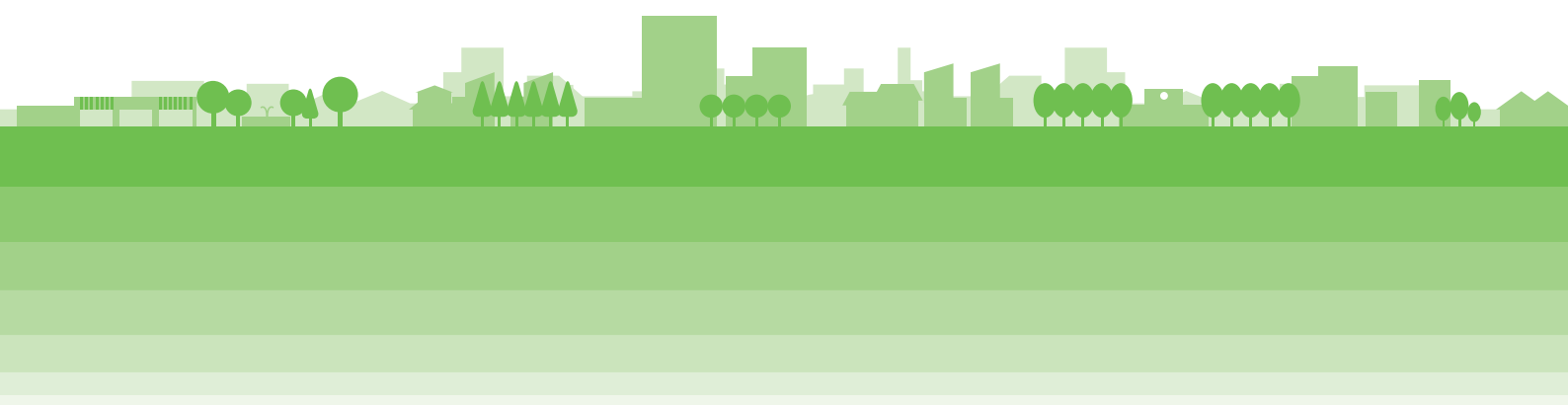
環境保全活動への参加経験・参加意欲

環境保全活動に「1. 参加したことがある」は、平成20年の調査と変わらず、6%でしたが、「2. 今後参加したい」は、平成20年の調査から約6ポイント増加しました。



第4章

西東京市の環境の将来像



1 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境

保全

回復

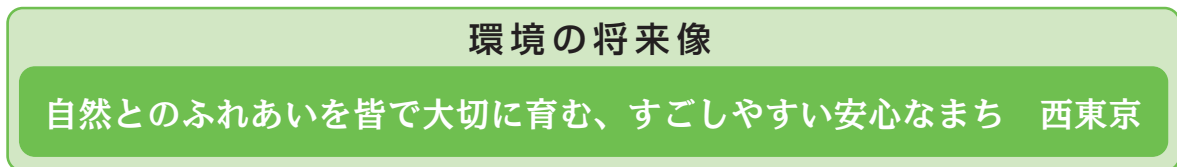
創造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

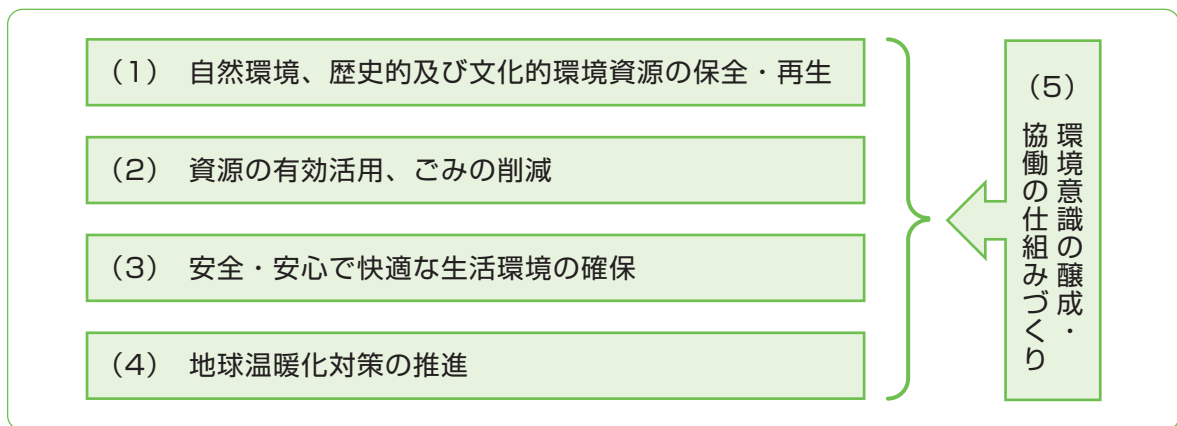


4.2 環境の将来像

西東京市において、環境保全の取り組みを進めていく上で目標とする環境の将来像を設定します。



市民・事業者・行政が西東京市の環境保全に向けて取り組む



自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生

みどりの保全・再生に取り組むとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の保全に取り組み、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、下野谷遺跡や社寺等の歴史的及び文化的環境資源とともに守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

資源の有効活用、ごみの削減

3Rやごみの適正処理を行い、環境への負荷の低減と資源の有効利用を推進します。また、ごみの発生抑制や資源化の取り組みに一定の成果を挙げている事業者や環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合^{※1}におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・行政が一体となっごごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

安全・安心で快適な生活環境の確保

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、美しいまちなみの形成、防災対策の推進、事業者への働きかけ等を継続して実施します。また、段差の解消や、電線類地中化等のバリアフリー化を進め、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を進めるために、公共施設において省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。また、市民や事業者の自主的な取り組みを後押しし、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進め、低炭素社会の実現を目指します。一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化の影響については、適応するための取り組みを進めます。

環境意識の醸成・協働の仕組みづくり

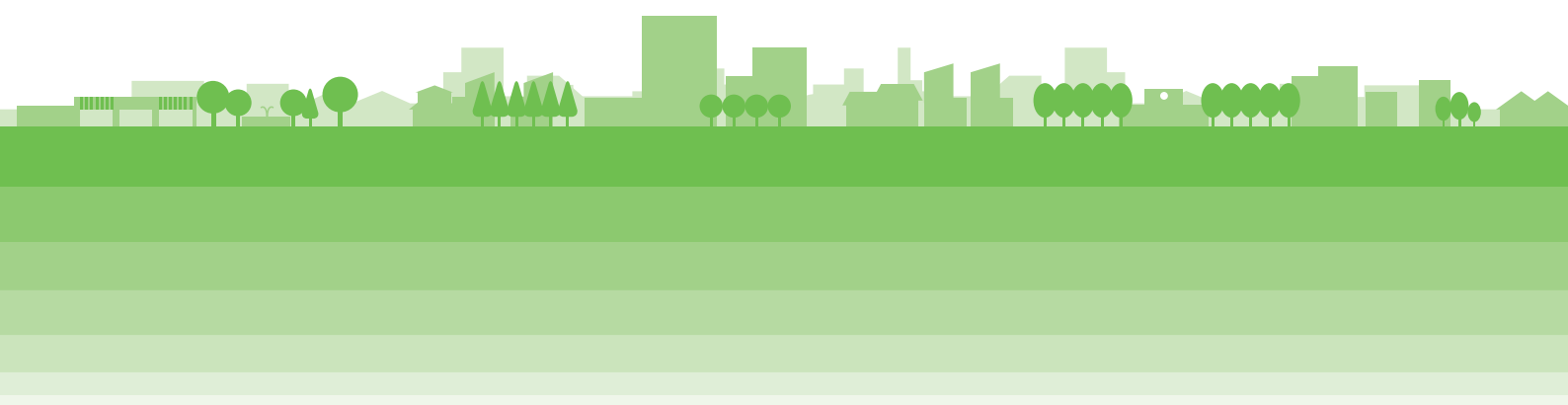
環境の将来像を実現するために、市民・事業者・行政のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加や取り組みが必要となります。そのため、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。また、子どもから大人までが気軽に自然にふれたり、楽しみながら環境について学べる機会や情報交換の場、コミュニティの場の拡充を図ります。そして、環境分野に関わる様々な人材を活用するため、個々の能力を発揮できる場を創出していきます。



※1 柳泉園組合：清瀬市、東久留米市及び西東京市の一般廃棄物を処理する施設等を管理運営している特別地方公共団体。

第5章

将来像を実現するための取り組み





5.2 取り組み

● 基本方針 1 ●

自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・再生を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
1-1	公園・緑地の面積	246,882 m ²	255,132 m ²
1-2	公園ボランティア数 ^{※1}	726 人	850 人
1-3	郷土資料室の来館者数 ^{※2}	2,311 人	3,000 人

● 体系

基本方針 1

自然環境、歴史的
及び文化的環境資
源の保全・再生を
進めます

- ▶ 1-(1) みどりや水辺環境の保全・再生、活用
- ▶ 1-(2) 生物多様性の保全・再生、活用
- ▶ 1-(3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

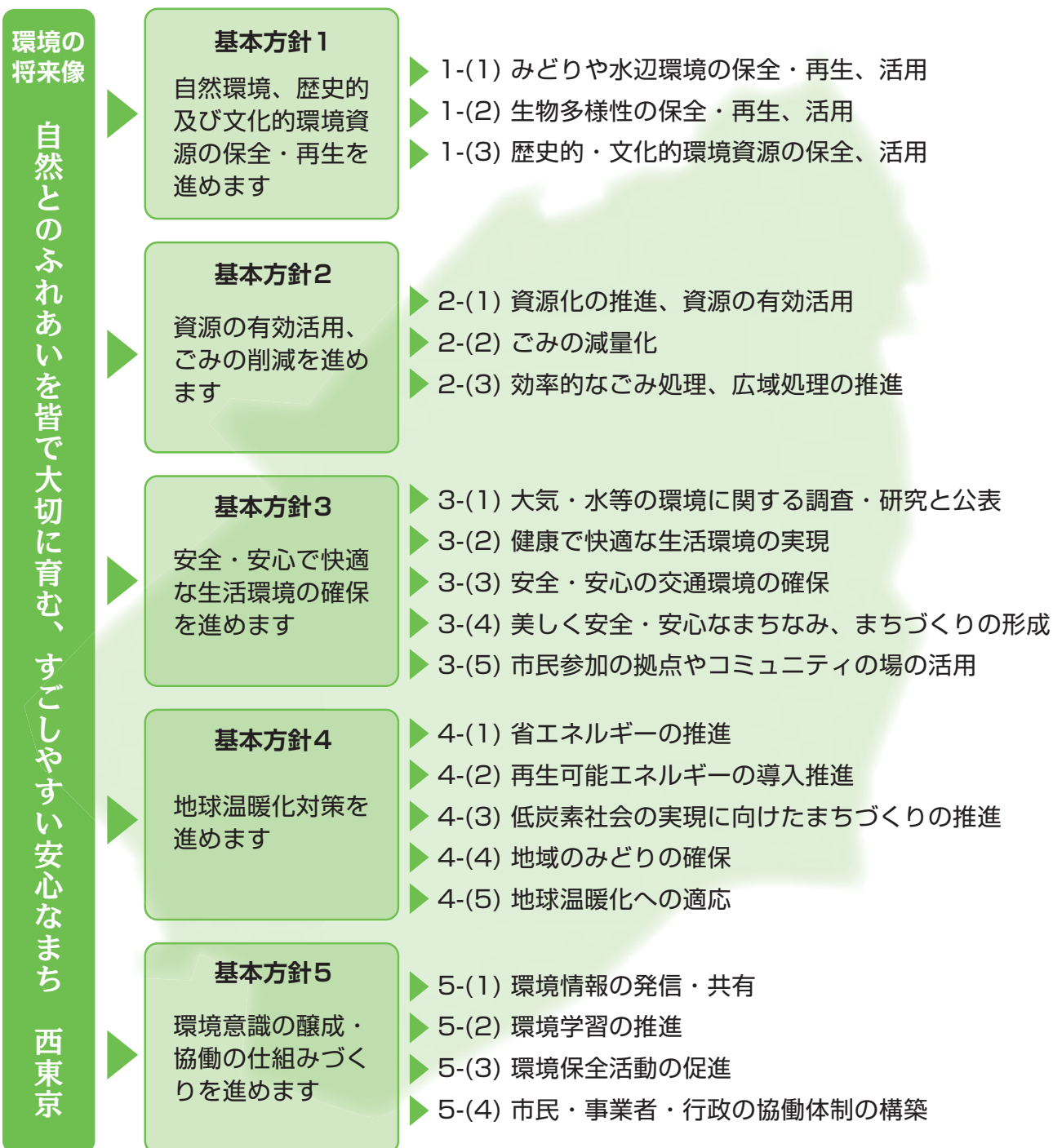


※1 公園ボランティア数：西東京市が実施している西東京市公園管理協力員の人数。公園管理協力員の活動内容は、①ごみ拾い、落ち葉かき等清掃に関すること。②除草、樹木の剪定その他樹木の維持管理に関すること。③草花の植付けに関すること。④遊具、その他の公園施設の破損等を発見した際の市への連絡に関すること等。

※2 郷土資料室の来館者数：郷土資料室に来館した各年度の延べ人数。

1 基本方針と取り組みの方向

本計画では、将来像を実現するための5つの基本方針を設定し、基本方針を実現するために、より具体的な取り組みの方向を示します。さらに、基本方針には、達成状況を把握するための指標を設定し、これに対する目標を設定します。



▶ 1-(1) みどりや水辺環境の保全・再生、活用

市の取り組み

① 緑地の保全・再生

- ・ 樹林地の保全・再生のための取り組みを支援します。
- ・ 消失のおそれのある樹林地の保全のための方策を検討します。
- ・ 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- ・ 公共施設において、敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等を推進します。
- ・ 生垣設置等の取り組みを支援します。
- ・ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全の指導を行います。
- ・ 市民や事業者とともにみどりの保全を進めるための機会を設けます。

② 公園、空き地等の活用

- ・ 公園等の公共用地にある花壇の計画・植え付け・管理等の市民の活動を推進します。
- ・ 市民との協働による公園や緑地等の維持・管理を行うため、人材育成を進めます。

③ 農地の保全

- ・ 環境にやさしい農業の普及を図るための支援を行います。
- ・ 持続可能な農業経営に向けた取り組みを進めます。
- ・ 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会を提供します。

④ 水辺環境の保全・再生

- ・ 河川周辺のごみのポイ捨て防止に関する普及啓発や美化活動を支援します。

⑤ 水循環の確保

- ・ 家庭での雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを支援します。
- ・ 道路や公共施設において、雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを進めます。
- ・ 公共施設での雨水利用方法について検討します。

⑥ みどりや水辺とのふれあいの確保

- ・ 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- ・ 市民がみどりに親しむ機会の提供を検討します。



5.2 取り組み **基本方針 1**

市民 の取り組み

■ **緑地、水辺の保全・再生のために**

- ・ 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけ、樹林地の管理を適切に行います。
- ・ 緑地や樹林地の管理活動や公園等の管理を行うボランティア活動に参加します。
- ・ 河川の美化活動に参加します。
- ・ 庭に植栽をする等の身近なみどりを育てていきます。

■ **農地の保全のために**

- ・ 市内産農産物の消費拡大につながる取り組みに協力します。
- ・ 農業経営に係る理解を深めます。
- ・ 農作業のボランティア活動等に参加します。

■ **水循環の健全化のために**

- ・ 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- ・ 風呂の残り湯の活用など、水の再利用を心がけます。
- ・ 雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを行います。

■ **みどりや水辺とのふれあいの確保のために**

- ・ 公園や散歩道を憩いの場として活用します。
- ・ 自然とふれあう活動に参加します。
- ・ 自然環境の現状に関する調査に参加・協力します。

事業者の取り組み

■ 緑地、水辺の保全・再生のために

- ・ 宅地開発等を行う際には、緑地を十分に確保します。
- ・ 緑地、水辺の保全・再生に協力します。
- ・ 緑化や樹林地の管理活動等に協力します。
- ・ 河川の美化活動に参加・協力します。

■ 農地の保全のために

- ・ 環境に配慮した農業を行います。
- ・ 後継者の育成を図ります。

■ 水循環の健全化のために

- ・ 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- ・ 雨水貯留浸透施設の設置を検討します。

■ みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- ・ 事業所内において、植栽や生物の生息・生育環境に配慮します。
- ・ 体験型農園の開設等により、農地の活用を図ります。
- ・ 事業所内の緑地を市民へ開放することを検討します。



水とふれあえる空間



▶ 1-(2) 生物多様性の保全・再生、活用

市 の取り組み

① 生物多様性の現状把握

- ・西東京市の生物多様性の現状を把握するための調査について検討します。

② 生物多様性の保全・再生

- ・生物の生育・生息環境の保全に配慮した公園の維持管理を行います。
- ・街路樹として、武蔵野在来の樹種（郷土樹種）の利用等を検討します。
- ・野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全対策を実施します。

③ 生物多様性に関する情報の発信

- ・市民・事業者に対して、生物多様性に関する意識啓発を行います。

④ 外来種対策の推進

- ・外来種に関する情報の発信、栽培や飼育の際の留意点等の周知を行います。

市民 の取り組み

■ 多様な生物を守るために

- ・自然環境の現状に関する調査に協力します。
- ・生物の生育・生息環境の保全に配慮します。
- ・野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- ・生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。

■ 生物多様性の持続可能な利用のために

- ・緑地の保全に協力します。
- ・みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取り組みに協力します。

事業者の取り組み

■多様な生物を守るために

- ・野生生物の生育・生息環境に配慮した事業を行います。
- ・野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- ・事業所の敷地内の緑化や集合住宅等の屋上緑化を検討します。
- ・事業所内の植木等の管理を適切に行います。

■生物多様性の持続可能な利用のために

- ・市が行う「地産地消」に係る取り組み等の地域資源のPRに協力します。
- ・地域の恵みを持続的に利用するための取り組みに協力します。



西東京いこいの森公園の花壇



▶ 1-(3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

市 の取り組み

① 歴史的・文化的環境資源の保全

- ・西東京市の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺や遺跡等の文化財の保存や復元に努めます。
- ・農具等の文化財資料の収集・整理・公開に努めます。

② 歴史的・文化的環境資源の活用

- ・西東京市の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺や遺跡等の文化財に親しむ機会を提供します。

市民 の取り組み

■ 歴史的・文化的環境資源を守るために

- ・郷土の歴史に興味を持ち、文化財を守っていくことを心がけます。
- ・所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。
- ・郷土の歴史を学び、文化に親しみます。

事業者 の取り組み

■ 歴史的・文化的環境資源を守るために

- ・文化財の保全に協力します。
- ・所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。

● 基本方針2 ●

資源の有効活用、ごみの削減を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状(平成24年度)	目標* ¹ (平成33年度)
2-1	家庭ごみ原単位* ²	382 g/人・日	347 g/人・日
2-2	ごみ排出量* ³	34,373 t/年	31,053 t/年
2-3	資源化率* ⁴	33.0 %	37.1 %

● 体系

基本方針2

資源の有効活用、
ごみの削減を進
めます

- ▶ 2-(1) 資源化の推進、資源の有効活用
- ▶ 2-(2) ごみの減量化
- ▶ 2-(3) 効率的なごみ処理、広域処理の推進



- ※1 目標：平成24年3月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画(計画期間平成24年度～平成33年度)に基づく
- ※2 家庭ごみ原単位：家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+有害ごみ)
- ※3 ごみ排出量：家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計(家庭ごみ+自己搬入可燃ごみ)
- ※4 資源化率：一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合(分別回収資源物排出量+集団回収資源物排出量) / (資源ごみ排出量+ごみ排出量)



▶ 2-(1) 資源化の推進、資源の有効活用

市 の取り組み

① 再利用の促進

- ・ 不用品の交換やフリーマーケットの取り組み等を推進します。
- ・ マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。
- ・ イベント等におけるリユース食器の利用を普及啓発します。

② 資源化の推進

- ・ 市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動を継続して実施します。
- ・ 焼却灰のエコセメント化事業を推進します。
- ・ 分別品目等の検討を行います。
- ・ 使用済小型電子機器等^{※1}（以下「小型家電」という。）の再資源化を進めます。

市民 の取り組み

■ 製品の再利用を進めるために

- ・ リサイクルショップの活用やフリーマーケットへの出品等を考えます。
- ・ 中古品やリサイクル製品の利用等により製品の再利用を心がけます。

■ 資源化を進めるために

- ・ ごみの分別に努めます。
- ・ 市民団体や自治会、集合住宅単位等での資源物集団回収に協力します。
- ・ 資源化が可能な製品の購入等に努めます。



※1 使用済小型電子機器等（小型家電）：小型家電リサイクル法の対象品目であり、掃除機、炊飯器、ドライヤー、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、時計、電子辞書等がある。

事業者の取り組み

資源化を進めるために

- ・ごみの分別に努めます。
- ・廃棄物は可能な限り再資源化を進めます。
- ・グリーン購入^{※1}に協力します。



資源物（小型家電）の収集



※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること。



▶ 2-(2) ごみの減量化

市 の取り組み

① ごみ減量の取り組みの推進

- ・家庭から排出されるごみの減量のための取り組みを周知します。
- ・生ごみ減量化処理機器の購入の助成や貸出制度等の取り組みを継続します。
- ・ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化を分析・検証します。

② 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の推進

- ・事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化・指導を行うとともに、処理手数料の見直しについて、柳泉園組合と清瀬市、東久留米市と連携して検討します。
- ・市民・事業者・行政の協働による廃棄物減量のための取り組みを拡充します。

市民 の取り組み

■ ごみ減量を進めるために

- ・必要なものを必要な分だけ購入します。
- ・マイバッグの持参を心がけます。
- ・家具類の買い替えの際はリユース品の購入を検討します。
- ・ごみの減量を考えて暮らし方を心がけます。

事業者 の取り組み

■ ごみ減量を進めるために

- ・過剰包装の廃止、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法の実践を図ります。
- ・消費者に対してごみ減量を促す取り組みを検討します。
- ・長く使える商品の製造、販売に努めます。
- ・家電製品等の耐久消費材の修理サービス等を検討します。

▶ 2-(3) 効率的なごみ処理、広域処理の推進

市 の取り組み

① 効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

- ・ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ・ごみの発生抑制や資源化を促進する方法について調査・検討します。
- ・ごみ減量の重要性や減量のための方法等に関する講習会を行います。
- ・ごみ減量に関する事業者の意識啓発に取り組みます。

② 効率的なごみ処理の推進

- ・収集・運搬車両台数の見直しや車両の新規導入時の低公害車の利用等を推進します。

③ 広域処理の推進

- ・広域的に実施する取り組みを関連機関等と協力して進めます。



ごみの収集車両

市民 の取り組み

■ 効率的なごみ処理のために

- ・ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ・ごみの分別・排出は、市のルールにより適切に行います。
- ・生ごみ堆肥化機器の設置等により生ごみや剪定枝等の減量化に配慮します。

事業者 の取り組み

■ 効率的なごみ処理のために

- ・ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- ・産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- ・生ごみや剪定枝等の堆肥化处理等の環境に配慮した取り組みを進めます。



5.2 取り組み

● 基本方針3 ●

安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
3-1	大気環境基準の達成状況	二酸化窒素……………3/3 浮遊粒子状物質……………3/3 光化学オキシダント…0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素……………3/3 浮遊粒子状物質……………3/3 光化学オキシダント…1/1 (達成地点/測定地点)
3-2	河川の水質環境基準の達成状況	BOD 0.6 mg/L (石神井川溜漕橋)	環境基準以下を維持 (BOD 5 mg/L以下 ^{*1})
3-3	自動車騒音環境基準の達成状況	昼間 90 % 夜間 96 %	昼間 100 % 夜間 100 %

● 体系

基本方針3

安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

- ▶ 3-(1) 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表
- ▶ 3-(2) 健康で快適な生活環境の実現
- ▶ 3-(3) 安全・安心の交通環境の確保
- ▶ 3-(4) 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成
- ▶ 3-(5) 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用

解説 ※1 石神井川はC類型の河川であり、BODの環境基準は5mg/L以下である。

▶ 3-(1) 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表

市 の取り組み

①大気・水等の環境に関する調査・研究の推進

- ・大気や水、騒音、土壌、空間放射線量等の現状を継続的にモニタリングします。
- ・国や東京都等で行われているPM_{2.5}等の環境調査の情報を収集し、公表します。
- ・環境の状況に応じて国や東京都と連携して被害の防止に向けた対応を行います。
- ・市民との協働を進めるため、市民ボランティアやNPO等と連携した環境調査等を行います。

②大気・水等の環境に関する情報の公表

- ・市が行っている環境測定の結果を市のホームページや広報等で公表します。

市民 の取り組み

■大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- ・大気や水、土壌等の調査に協力します。
- ・調査結果を市に提供する等の環境に関する情報の共有に協力します。

事業者 の取り組み

■大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- ・工場等のばい煙や汚水等の適正処理について、自主的に検査を行います。
- ・事業活動における公害対策や環境負荷の状況等の情報の共有に協力します。



▶ 3-(2) 健康で快適な生活環境の実現

市 の取り組み

① 大気・水等の環境の改善

- ・自動車利用の抑制、低公害車の普及を促進します。
- ・公共下水道への接続について、市民や事業者に呼びかけます。
- ・公害問題が発生した際には、関係機関との協力等により解決を図ります。
- ・ディーゼル車規制や土壌汚染対策等の環境汚染対策を推進します。
- ・雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。

② ヒートアイランド現象への対策

- ・ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果等を収集します。
- ・緑地の保全、公共施設の屋上緑化、学校での緑のカーテンの設置等の省エネルギー化を推進します。

市民 の取り組み

■ 大気・水等の環境の改善のために

- ・アイドリングストップや低公害車の利用等に努めます。
- ・公共交通機関の利用を心がけます。
- ・殺虫剤、除草剤の過剰使用等を控えます。
- ・廃油等を排水口から流さないようにします。
- ・騒音等で近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。

■ ヒートアイランド現象の改善のために

- ・家庭でできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・自宅の植栽、緑のカーテンの設置等のみどりを増やす取り組みに参加します。
- ・市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

事業者の取り組み

■大気・水等の環境の改善のために

- ・環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入等に努めます。
- ・業務における自動車利用を控えます。
- ・工場や事業場からのばい煙や汚水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。
- ・事業活動や建設工事等では、騒音・振動対策を十分に行います。
- ・化学物質の使用、排出、廃棄等については、環境に負荷を与えないように努めます。
- ・有害物質等が土壌に浸透しないような対策を行います。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- ・事業活動において、省エネルギーに協力します。
- ・事業所の敷地内の緑化、緑のカーテンの設置等を検討します。
- ・市内の緑地の保全活動に協力・参加します。



エコプラザ西東京の緑のカーテン



▶ 3-(3) 安全・安心の交通環境の確保

市 の取り組み

① 道路交通の円滑化

- ・都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。
- ・車や歩行者がスムーズに通行できるよう、鉄道の連続立体交差化を関係行政機関に要請します。
- ・幹線道路の交差点等の交通渋滞の多発する地点では、関係機関と連携し、有効な対策を検討します。

② 公共交通システムの充実

- ・コミュニティバス（はなバス）は、経路や便数等の検証を踏まえ、適切な運行を行います。
- ・公共交通機関等の利用を増やすよう、市民や事業者に働きかけます。
- ・ユニバーサルデザイン^{*1} タクシーの導入支援方策を検討します。

③ 歩行者・自転車の利用環境の整備

- ・歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の拡幅化等の調査・研究及び計画的な整備を進めます。
- ・歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を行います。
- ・ゆとりある歩道や植栽帯の確保等の環境配慮を東京都や近隣自治体等と連携しながら進めます。
- ・ユニバーサルデザインの観点からの整備や歩車道の段差解消、電線の地中化を関係機関と連携しながら進めます。
- ・交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を充実します。



^{*1} ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的状況等の違いに関係なく、誰もが利用しやすい製品や環境等のデザイン。

市民 の取り組み

■安全・安心の交通環境の確保のために

- ・ 交通ルールを守ります。
- ・ 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

事業者 の取り組み

■安全・安心の交通環境の確保のために

- ・ 交通ルールを守ります。
- ・ 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。



コミュニティバス（はなバス）



▶ 3-(4) 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成

市 の取り組み

① 美しいまちなみの形成

- ・屋外広告物、看板等について、周辺景観と調和するよう協力を要請します。
- ・屋敷林や水辺等の自然的景観や社寺等の歴史的景観の保全を図ります。

② 市内美化の推進

- ・市民の美化活動を支援します。
- ・広報紙等により、ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動に取り組み、まちの美化を推進します。
- ・市民や事業者に対してごみ排出ルールに関する周知を徹底します。

③ 誰もが利用しやすいまちづくり

- ・バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策について検討します。

市民 の取り組み

■ 美しいまちなみを守るために

- ・ごみの廃棄ルールを守ります。
- ・ペットのふんを持ち帰ります。
- ・地域の美化活動に参加します。

■ 美しいまちなみをつくるために

- ・庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化を検討します。

事業者の取り組み

■美しいまちなみを守るために

- ・ごみは適切に処理します。
- ・屋外広告物や看板は規則に従い、まちなみに配慮した設置に努めます。
- ・過度な夜間照明を控えます。
- ・事業所周辺等の美化活動を行います。
- ・事業所を建設する際には、周辺の景観と調和に配慮します。

■美しいまちなみをつくるために

- ・事業所の緑化により、みどり豊かなまちなみ形成に貢献します。



保谷庁舎前の花壇



▶ 3-(5) 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用

市 の取り組み

① 市民参加の拠点づくり

- ・ 環境情報の集約、市民活動の拠点づくりに努めます。
- ・ 環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

② コミュニティの場の活用

- ・ 市民・事業者・行政の協働事業等を検討します。

市民 の取り組み

■ コミュニティの場を発展させるために

- ・ 環境保全活動に参加します。
- ・ 環境保全活動を公表します。

事業者 の取り組み

■ コミュニティの場を発展させるために

- ・ 環境保全活動に参加します。
- ・ 環境保全活動の状況を公表します。



エコプラザ西東京

● 基本方針4 ●

地球温暖化対策を進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状（平成24年度）	目標（平成35年度）
4-1	市内のエネルギー使用量	電気 643 GWh/年 ガス 4,616 万m ³	電気 579 GWh/年 ガス 4,154 万m ³
4-2	住宅用太陽光発電設備の設置数 ^{※1}	965 軒	1,300 軒
4-3	市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数 ^{※2}	34 社	50 社

● 体系

基本方針4

地球温暖化対策を進めます

- ▶ 4-(1) 省エネルギーの推進
- ▶ 4-(2) 再生可能エネルギーの導入推進
- ▶ 4-(3) 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進
- ▶ 4-(4) 地域のみどりの確保
- ▶ 4-(5) 地球温暖化への適応



※1 住宅用太陽光発電設備の設置数：電力会社と売電契約を行っている軒数。（東京電力資料）

※2 市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数：ISO14001、エコアクション21、エコステージ及びグリーン経営認証等の認証・登録を行っている事業者数。



▶ 4-(1) 省エネルギーの推進

市 の取り組み

① 省エネルギーに関する情報の発信

- ・家庭でできる省エネルギーの方法等を発信します。
- ・事業所における省エネルギー活動の実施を啓発します。
- ・自家用車や営業用車におけるエコドライブを普及啓発します。

② 省エネルギーに関する取り組みの促進

- ・公共施設の新設、改修時において、省エネルギー機器の導入を進めます。
- ・公共施設におけるエネルギー使用量の見える化を検討します。

市民 の取り組み

■ 省エネルギーに関する取り組みを進めるために

- ・家庭でできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を考えます。
- ・二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により住宅の省エネルギー化を考えます。

事業者 の取り組み

■ 省エネルギーに関する取り組みを進めるために

- ・事業者としてできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を検討します。
- ・二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により建築物の省エネルギー化を検討します。

■ 省エネルギーに関する取り組みを促すために

- ・事業活動の中に、省エネルギーの視点を取り込みます。

▶ 4-(2) 再生可能エネルギーの導入推進

市 の取り組み

① 再生可能エネルギーに関する情報の発信

- ・ 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果等に関する情報を提供します。

② 再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 再生可能エネルギー機器の設置を支援します。
- ・ 公共施設における太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入等を進めます。

市民 の取り組み

■ 再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を考えます。

事業者 の取り組み

■ 再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。



太陽光発電設備



▶ 4-(3) 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

市 の取り組み

① 地域での取り組みの推進

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅等の普及を図ります。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減を図ります。
- ・ 近隣自治体等と連携して地球温暖化対策を推進します。

② エネルギーの見える化の推進

- ・ エネルギーや二酸化炭素排出量を見える化して公表します。

③ 公共交通利用の促進

- ・ 公共交通機関の充実、自転車の利用環境の向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車へ転換することを促進します。

④ 低公害車の普及促進

- ・ 東京都環境局と連携し、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

市民 の取り組み

■ 日常生活からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を考えます。
- ・ ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
- ・ エネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
- ・自動車の買い替えの際は、低公害車を検討します。

事業者 の取り組み**事業活動からの温室効果ガスの排出を抑制するために**

- ・太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生型施設の建築等を考えます。
- ・ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- ・市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。

自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・外出の際は、自動車の利用を控え、自転車やバス、鉄道等の利用を心がけます。
- ・自動車の買い替えの際は、低公害車の選択を検討します。



リサイクルボックス



▶ 4-(4) 地域のみどりの確保

市 の取り組み

① 地域のみどりの保全・創出

- ・ 二酸化炭素の吸収源となる樹林地・樹木、農地等のみどりを保全します。
- ・ 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- ・ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。

市民 の取り組み

■ 二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- ・ 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- ・ 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

事業者 の取り組み

■ 二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- ・ 所有している樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- ・ 開発を行う際は、樹林地・樹木、農地等の市内のみどりの保全に配慮します。
- ・ 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

▶ 4-(5) 地球温暖化への適応

市 の取り組み

① 地球温暖化への適応

- ・ 異常気象に適応するため、雨水幹線の整備等を進めます。
- ・ 雨水貯留の推進により、水の有効利用を図ります。
- ・ 省エネルギーの取り組みや緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策を促進します。
- ・ 公共施設での屋上・壁面の緑化等に努めます。

市民 の取り組み

■ 地球温暖化に適応するために

- ・ 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- ・ 防災に関する情報を収集し、活用します。
- ・ 雨水を活用した打ち水や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策に取り組みます。
- ・ 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

事業者 の取り組み

■ 地球温暖化に適応するために

- ・ 雨水貯留の推進により、水の有効利用を図ります。
- ・ 浸水被害を最小限にとどめる家づくり等の技術を開発・研究します。
- ・ 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- ・ 防災に関する情報を収集し、従業員に周知します。
- ・ 関連する法律や条例等を守り、地球温暖化対策に努めます。
- ・ 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。



5.2 取り組み

● 基本方針5 ●

環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

● 指標及び目標

	環境指標	現状（平成24年度）	目標（平成35年度）
5-1	環境学習事業数	108 事業	140 事業
5-2	環境学習講座への参加者数 ^{※1}	1,203 人	1,500 人
5-3	地域での環境保全活動に参加したことの ある市民の割合 ^{※2}	6 %	10 %

● 体系

基本方針5

環境意識の醸成・
協働の仕組みづく
りを進めます

- ▶ 5-(1) 環境情報の発信・共有
- ▶ 5-(2) 環境学習の推進
- ▶ 5-(3) 環境保全活動の促進
- ▶ 5-(4) 市民・事業者・行政の協働体制の構築



※1 環境学習講座への参加者数：エコプラザ西東京で開催している環境学習講座の参加者数。

※2 地域での環境保全活動に参加したことの市民の割合：環境に関するアンケート調査結果。

▶ 5-(1) 環境情報の発信・共有

市 の取り組み

① 環境情報の発信

- ・市を取り巻く環境の状況を公表します。
- ・国や東京都の支援等の情報を提供します。
- ・環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。

② 環境情報の共有

- ・市民からの情報を受信し双方向の情報共有を目指します。
- ・地域の環境学習、環境保全活動の事例を公表します。

市民 の取り組み

■ 環境に関する情報を活用するために

- ・環境の状況に関心を持ちます。
- ・環境情報を収集します。
- ・環境に関するイベントや学習の場に参加します。
- ・環境保全活動を発表し、活動の拡大を目指します。

事業者 の取り組み

■ 環境に関する情報を活用するために

- ・環境イベントや環境学習に協力します。
- ・事業の環境情報や環境保全活動を公表します。
- ・他事業者や市民と環境情報を共有します。



▶ 5-(2) 環境学習の推進

市 の取り組み

① 子どもたちに対する環境教育の充実

- ・ 環境学習の内容や教材の充実に努めます。
- ・ 教育機関と連携を図りながら、学校教育における環境に関する様々な取り組みを実践します。

② 市民に対する環境教育の充実

- ・ 環境にやさしい行動の実践を促す環境学習の機会の創出に努めます。
- ・ 環境学習の内容の充実に努めます。

③ 事業者に対する環境教育の充実

- ・ 環境保全に役立つ情報を提供します。

市民 の取り組み

■ 環境保全に関する知識を得るために

- ・ 身近な環境に興味を持ち、できることから環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境に関する市民講座やイベント等に参加します。
- ・ 身近な自然環境を環境学習・教育の場として活用します。

事業者 の取り組み

■ 環境保全に関する知識を得るために

- ・ 環境保全の取り組みを環境学習・教育の場で伝えます。
- ・ 従業員に対する環境教育を実施します。

▶ 5-(3) 環境保全活動の促進

市 の取り組み

① 環境保全活動への参加機会の創出

- ・ 環境保全活動への市民の参加意識を高める啓発を進めます。
- ・ 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会の充実を目指します。

② 環境保全活動への支援

- ・ 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、その活動を支援します。

③ 環境保全活動を担う人材等の育成

- ・ 市民への環境学習や環境保全活動に関わる人材の育成に取り組みます。

④ 環境保全活動等を担う人材の活用

- ・ 環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体等の情報を整理し、その活用を図ります。
- ・ 環境保全に関する活動状況を周知します。
- ・ 環境分野に関わる人材が活躍できる場の充実を図ります。

市民 の取り組み

■ 環境保全活動への参加を増やすために

- ・ ボランティアに参加する等の環境保全活動に協力します。

■ 環境保全活動を担う人材となるために

- ・ 環境保全に関する市民活動や環境学習、市の環境リーダー養成講座等に参加します。



事業者 の取り組み

■ 環境保全活動を支援するために

- ・ 地域の環境保全活動に協力・参加します。
- ・ 環境保全に貢献する事業等の実施を検討します。

■ 環境保全活動を担う人材の育成のために

- ・ 従業員に環境保全活動への参加を呼びかけます。



多摩六都科学館

▶ 5-(4) 市民・事業者・行政の協働体制の構築

市 の取り組み

① 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

- ・ 環境保全に関する市民・事業者・行政の協働のための新しい仕組みとして、環境保全推進協議会を設立します。
- ・ 環境保全に関する市民・事業者・行政の情報交換の場として、環境学習・情報ネットワークの整備を検討します。

② 広域的な連携の推進

- ・ 広域的に対応すべき課題について、国・東京都及び関連自治体と連携して取り組みます。
- ・ 広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討します。

市民 の取り組み

■ 市民・事業者・行政の協働での環境保全活動を進めるために

- ・ 環境保全のための取り組みに協力します。
- ・ 事業者や行政とともに、環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、行政等との連携を図ります。

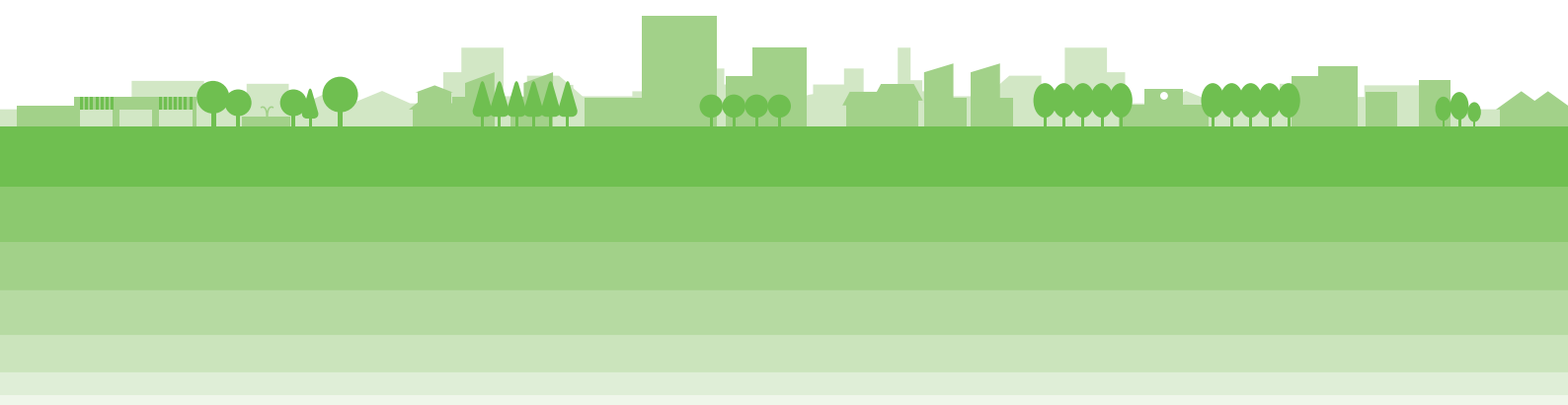
事業者 の取り組み

■ 市民・事業者・行政の協働での環境保全活動を進めるために

- ・ 環境保全のための取り組みに協力します。
- ・ 市民や行政とともに、環境保全活動に取り組みます。
- ・ 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換等を行います。

第6章

重点プロジェクト



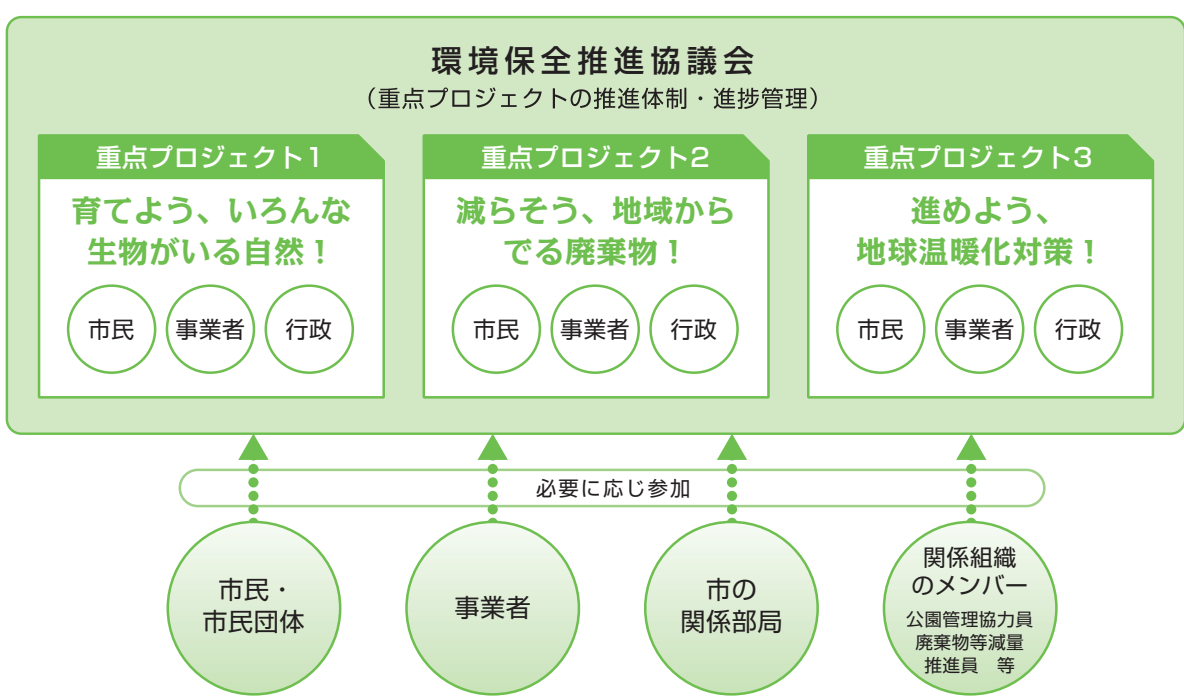
1 重点プロジェクトの位置づけ

環境の将来像を実現するため、第5章の基本方針とその取り組みの方向に基づいた施策を進めます。本計画の取り組みの実効性を高めるため、5つの基本方針の中でも「基本方針1 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生」「基本方針2 資源の有効活用、ごみの削減」「基本方針4 地球温暖化対策の推進」に関する取り組みについて、優先的に進める必要がある取り組みを抽出し、重点プロジェクトとして設定しました。

環境の改善には、多様な主体がそれぞれの立場で取り組みを進めていくことが必要であることから、その基盤として重点プロジェクトを多様な主体が協働で取り組みます。また、重点プロジェクトは、優先的に取り組み、概ね5年以内に一定の成果を挙げることを目指します。そのため、毎年進捗状況を把握、評価し、5年後に次の重点プロジェクトを設定します。

2 重点プロジェクトの推進体制

重点プロジェクトの進捗状況を一元管理するため、環境保全推進協議会を設置します。環境保全推進協議会では、重点プロジェクトごとに作業部会を設け、目標と進捗状況を示す取り組みの指標やスケジュール等を設定し、PDCA（計画、実行、点検・評価、見直し）サイクルにより、継続的に改善活動を実施します。





6.3 重点プロジェクトで目指すテーマ

重点プロジェクトで目指すテーマは、5つの基本方針の中から西東京市の環境の状況や課題を踏まえ、次の3つに絞りました。

重点プロジェクト1

育てよう、いろいろな生物がいる自然！

みどりや水辺を含む自然は、多様な生物の生育・生息の場であり、農業生産の場や市民の憩いの場でもあります。西東京市のみどりは減少傾向にあり、多様な生物が生育・生息する自然は少なくなっています。

重点プロジェクト1では、基本方針1が示す自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めるための取り組みとして、西東京市の自然を守り、育て、将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト1の目指すテーマ】

- みどりを守り、育て、再生していくことを目指す。
- 河川の水質改善、水辺の環境整備を進める。
- 様々な生物やその生育・生息の場である水とみどりを身近に感じ体験する機会を増やす。
- 市民が自然環境を満喫して散策できるように案内板設置や散策ルート紹介等により、自然にふれやすい仕組みづくりを目指す。
- 剪定や除草等においては、景観や生物多様性にも配慮する。
- 農地、雑木林、屋敷林等の武蔵野の景観を将来の世代へ引き継いでいく。

重点プロジェクト2

減らそう、地域からでる廃棄物！

西東京市では、市民・事業者の理解と協力のもと、廃棄物の削減に取り組み、成果を挙げてきましたが、さらに取り組みを進め、処理費用と環境負荷を減らすことを目指しています。

重点プロジェクト2では、基本方針2が示す資源の有効活用、ごみの削減を進めるための取り組みとして、資源循環型社会を将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト2の目指すテーマ】

- ごみの発生抑制及び資源化を推進し、ごみの減量を図る。
- 環境負荷の少ない方法で、ごみの適正な処理や処分を行う。
- 市民・事業者・行政の協働によるごみの3Rを進める。
- 資源の分別収集による資源物売払い収入の活用について、市民に分かりやすく情報提供を行う。
- 市報、ホームページ、エコ羅針盤を通じて、市民・事業者にごみの発生抑制及び資源化の取り組み状況を提供する。
- ごみの発生抑制や資源化等環境改善に関する取り組みに一定の成果をあげた市民や事業者を表彰する等インセンティブ効果が期待できる仕組みの構築について調査・研究する。

重点プロジェクト3**進めよう、地球温暖化対策！**

現在、気温上昇や異常気象の多発、海面上昇等の地球温暖化が原因と言われている現象が起きています。地球温暖化対策を進めるためには、日常生活や事業活動の中で取り組みを進める必要があります。西東京市では、市民や事業者に地球温暖化対策に関する情報等を発信してきましたが、今後は、市民や事業者が行動に移すためのより踏み込んだ取り組みが必要になっています。

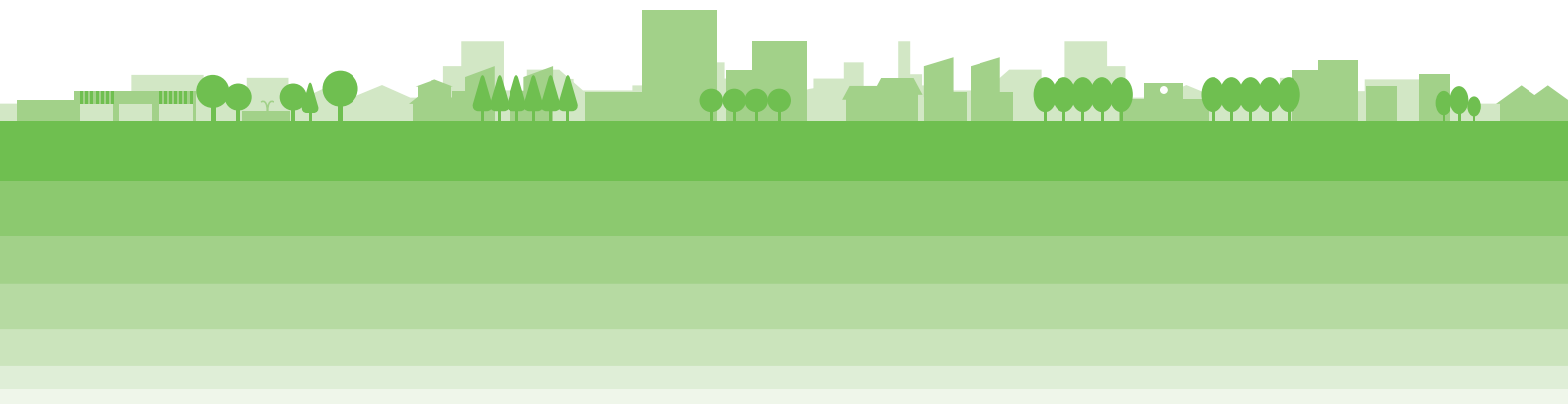
重点プロジェクト3では、基本方針4が示す地球温暖化対策の推進に市民・事業者・行政が連携して取り組み、低炭素社会を実現し、将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト3の目指すテーマ】

- 市民が無理なく低炭素型のライフスタイルを実践することを目指す。
- ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得により、事業者が環境配慮をした場合にメリットを得られる仕組みを調査・研究する。
- 市内事業者の環境に対する優良な取り組み等の情報を共有できるような仕組みをつくり、他の事業者へ広げることを目指す。
- 市は率先して公共施設での省エネルギー対策の継続や再生可能エネルギーの導入を進め、その取り組み効果を市民に見える化する。さらに、市民、事業者の地球温暖化に関する取り組みを促進することを目指す。

第7章

計画の推進体制・進行管理



1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要です。各主体がその役割に応じた取り組みを進めながら、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。環境問題の中には西東京市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取り組みを進めます。

本計画の推進と進行管理の中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

【環境審議会】〈市民・事業者・学識経験者・関係行政機関の職員等で構成〉

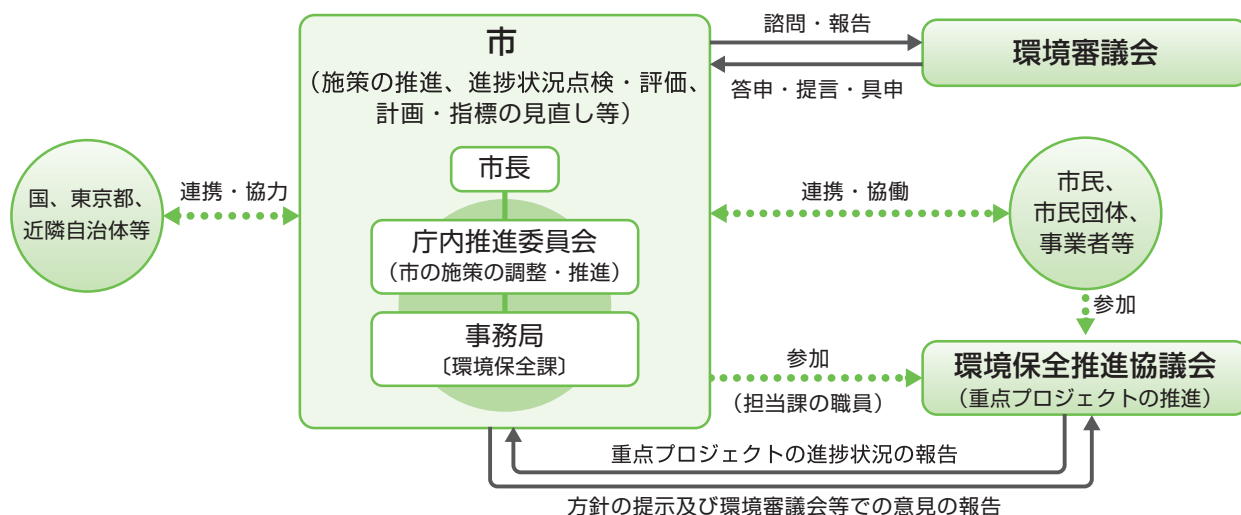
- 西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関です。
- 市長から環境の状況や環境の保全等に関する施策の実施状況、市民等の意見について報告を受け、環境施策の進捗状況の検証や環境に関する基本的事項について審議を行い、目標及び施策の修正等について、市長に対して提言、具申します。

【環境保全推進協議会】〈市民・市民団体・事業者・市の関係部局等で構成〉

- 市民・事業者・行政の連携により、計画で示した環境保全の取り組みを推進する組織です。
- 重点プロジェクトごとに具体的な目標や取り組み内容を検討します。重点プロジェクトの進捗管理や環境施策全般に関わる推進策や改善策について検討します。

【庁内推進委員会】〈市の各部局の代表により構成〉

- 行政内での計画の推進組織として各課の環境保全にかかる施策を調整し、取り組みを推進する組織です。
- 計画に示された各施策の取り組みの進捗状況を把握し、その評価、点検等を行います。





7.2 進行管理の手法

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。本計画の取り組みの実施状況、施策が及ぼす影響やその要因を分析し、改善していく必要があります。

計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し・改善(Action)」のPDCAサイクルを基本として、取り組みの実効性を確保します。

■計画 (Plan)

本計画では、環境の将来像と、その実現に向けた施策、進行管理を明確にしました。また、必要に応じた見直し及び5年後を目途に中間見直しを行い、将来像や基本方針、具体的な取り組みを設定します。計画の内容については、環境審議会で審議します。

■実行 (Do)

計画に基づき、各主体が具体的な取り組みを実行します。

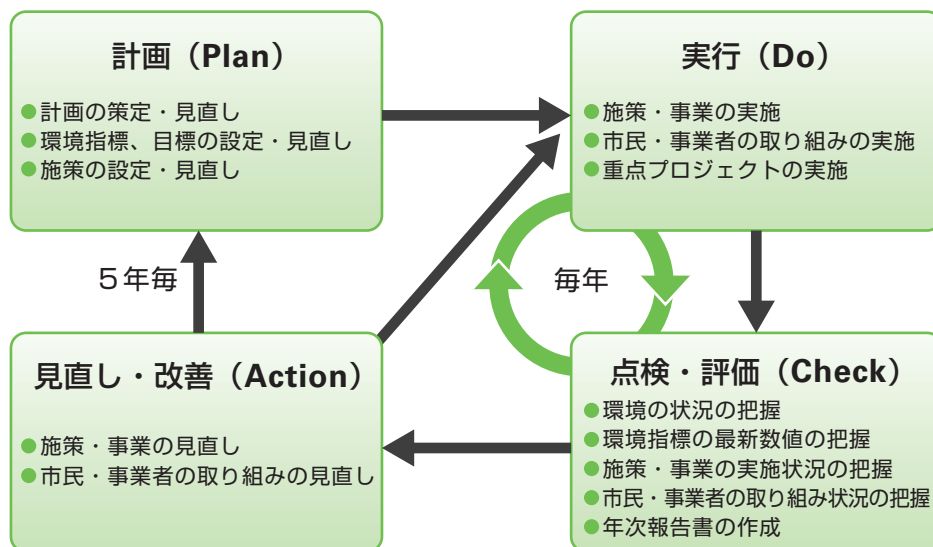
■点検・評価 (Check)

毎年、施策や各主体の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。また、環境の状況等に関する報告書を作成し、公表します。

■見直し・改善 (Action)

評価結果に基づき、施策や取り組み内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

なお、重点プロジェクトに関しては、環境保全推進協議会が中心となり、PDCAサイクルにより進行管理を行い、毎年の進捗状況を事務局へ報告します。



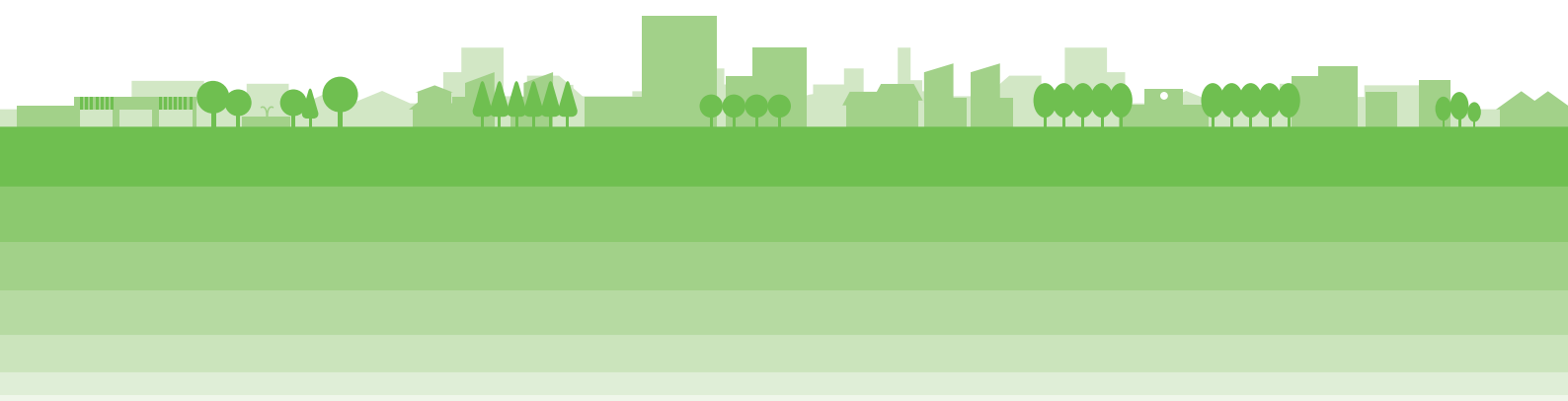
(2) 目標・指標の活用

進行管理においては、本計画に基づく取り組み状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。そして、その結果をもとに点検・評価を行い、将来像の実現に向けた取り組みに反映させていきます。

(3) 西東京市環境年次報告書（環境白書）による進捗状況の把握や点検・評価及び公表

西東京市環境年次報告書（環境白書）により西東京市の環境の状況や施策・事業の取り組み状況、今後の取り組み方針等の点検・評価結果を公表します。

資料



- 1 西東京市環境審議会委員名簿
- 2 計画策定の経過
- 3 市民参加の状況
- 4 市民意識調査の内容
- 5 西東京市環境基本条例
- 6 用語解説

1 西東京市環境審議会委員名簿

(任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日)

氏名	選出区分	備考
井野文隆	公募市民	
田辺まさ子	公募市民	
宮加谷亮子	公募市民	
渡部國夫	公募市民	
伊藤理香	事業者	
齋藤茂	事業者	
勝村勲	学識経験者	副会長
二宮正士	学識経験者	
加納裕二	関係行政機関	会長
清水一臣	関係行政機関	

※順番は選出区分ごとの五十音順

2 計画策定の経過

平成24年度	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱式 ○ 諮問 ○ 第1回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出 ・会議の運営について
	8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定に係る基本方針の検討について ・市民意識調査の設問及び選択肢について ・その他の市民参加手法について
	9月28日～ 10月17日	○ 市民意識調査
	10月15日～ 11月8日	○ 環境に関する意見募集
	10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・西東京市の環境の課題について ・新たな環境基本計画の将来像について
	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する課題と施策案について ・新たな環境基本計画の将来像について ・新たな環境基本計画の重点プロジェクトのテーマについて
	1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回西東京市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境基本計画骨子案について ・新たな環境基本計画の将来像について ・新たな環境基本計画の重点プロジェクトのテーマについて



2 計画策定の経過

平成24年度	2月19日	○ 第6回西東京市環境審議会 ・新たな環境基本計画骨子案について ・新たな環境基本計画の基本方針、取り組みの方向について
平成25年度	4月2日	○ 第1回西東京市環境審議会 ・新たな環境基本計画の骨子案について ・新たな環境基本計画の将来像について ・新たな環境基本計画の推進体制・進行管理について
	5月24日	○ 第2回西東京市環境審議会 ・新たな環境基本計画の推進体制・進行管理について ・新たな環境基本計画の指標及び目標について
	7月23日	○ 第3回西東京市環境審議会 ・第3章 西東京市の現状と課題 ・第5章 将来像を実現するための取り組み
	8月29日	○ 第4回西東京市環境審議会 ・(仮称)西東京市第2次環境基本計画の素案
	10月29日	○ 第5回西東京市環境審議会 ・(仮称)西東京市第2次環境基本計画の素案について ・(仮称)西東京市第2次環境基本計画に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施について
	11月3日 11月9日	○ 市民説明会
	11月26日～ 12月26日	○ パブリックコメント
	1月27日	○ 第6回西東京市環境審議会 ・パブリックコメントについて ・西東京市第2次環境基本計画の確認 ・西東京市第2次環境基本計画(答申)について
	2月17日	○ 答申

3 市民参加の状況

項目	実施時期等	内容
市民意識調査	平成24年9月28日～10月17日	対象者：西東京市在住の18歳以上の3,500人の市民を無作為抽出 回答数(回答率)：1,305(37.3%)
環境に関する意見募集	平成24年10月15日～11月8日	意見数：16件
市民説明会	平成25年11月3日	場所：エコプラザ西東京 意見数：6件
	平成25年11月9日	場所：西東京いこいの森公園 意見数：49件
パブリックコメント	平成25年11月26日～12月26日	意見数：0件

4 市民意識調査の内容

環境に関するアンケート調査

日ごろから、市政にご協力いただきありがとうございます。

本市では、平成21年3月に策定した「西東京市環境基本計画（後期計画）～良好な環境を将来の世代に引き継ぐために～」の見直しを行っているところです。

つきましては、環境に関する施策の進捗状況や、環境への皆様のご意見を把握するために、市内にお住まいで18歳以上の3,500人の方々を無作為で選ばせていただき、環境に関するアンケート調査を実施することになりました。本アンケートは、環境全般にわたっての課題、身近な環境の満足度、環境に配慮した行動の実施状況や市への要望等についてお聞きするものです。

平成19年度にも同様のアンケートを実施し、多くの市民の方にご協力をいただきました。調査結果は、現行の環境基本計画の改定を行う際の参考とさせていただきます。その際の調査結果は市のホームページで公表しています。

本調査を通じ、皆様の生活に身近な環境の現状を把握するとともに、皆様のお考えをうかがい、今後の環境施策を検討する際の資料にさせていただきたいと考えています。

ご多忙中誠に恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成24年9月
西東京市長 坂口 光治

- 以下のものが同封されています。お確かめください。
 - ・アンケート冊子（本冊子）
 - ・返信用封筒
- 記入にあたって以下の点にご注意ください。
 1. 質問に対する回答は、あて名の方の判断でご記入ください。
 2. 鉛筆、ボールペン、万年筆等のいずれを使用されても結構です。
 3. 記入が済みましたら、同封の返信用封筒にこのアンケート冊子を入れ、**切手を貼らずに、10月17日（水）まで**にご投函ください。
 4. 内容などについて不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

実施担当：西東京市役所 みどり環境部環境保全課環境計画係
住所：東京都西東京市泉町三丁目12番35号 エコプラザ西東京
電話：042（438）4042



4 市民意識調査の内容

■あなたご自身について

あなたご自身についてお聞きします。該当する番号に○をつけてください。

- ①年代 1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上
- ②性別 1. 男性 2. 女性
- ③職業 1. 自営業・事業主・農林業・商工業 2. 勤め(市内) 3. 勤め(市外) 4. パート・アルバイト
5. 専業主婦・主夫 6. 学生 7. 無職 8. その他()
- ④住所 お住まいの地域： 1. 田無町 2. 南町 3. 西原町 4. 緑町 5. 谷戸町
6. 北原町 7. 向台町 8. 芝久保町 9. 新町 10. 柳沢 11. 東伏見 12. 保谷町
13. 富士町 14. 中町 15. 東町 16. 泉町 17. 住吉町 18. ひばりが丘
19. ひばりが丘北 20. 栄町 21. 北町 22. 下保谷
丁目： 1. 一丁目 2. 二丁目 3. 三丁目 4. 四丁目 5. 五丁目 6. 六丁目 7. 七丁目
- ⑤居住年数（西東京市域（旧田無市と旧保谷市を合わせた地域）に住んだ年数をお答えください）
1. 3年未満 2. 3年以上5年未満 3. 5年以上10年未満
4. 10年以上20年未満 5. 20年以上30年未満 6. 30年以上
7. 生来（生まれてからずっと）
- ⑥家族の人数 1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人 6. 6人以上
- ⑦通勤・通学地 1. 西東京市内（自宅） 2. 西東京市内（自宅外） 3. 練馬区
4. 23区（練馬区以外） 5. 武蔵野市 6. 小平市 7. 東久留米市
8. 小金井市 9. その他東京都 10. 新座市 11. その他埼玉県
12. 神奈川県 13. 千葉県 14. その他 15. 通勤・通学していない
- ⑧通勤・通学手段（市内の勤務地まで、または西東京市外に出るまでの普段の交通手段を選んでください）
該当する番号全てに○をつけてください。
1. 西武新宿線 2. 西武池袋線 3. バス
4. 自家用車 5. バイク 6. 徒歩・自転車のみ
7. 通勤・通学していない 8. その他

■環境に関する課題について

問1 以下の選択肢に掲げられる環境の課題について、優先的に解決していくべき問題とあなたが思うものを5つまで選び、該当する番号に○をつけてください。

(6つ以上選ばないようにしてください)

1. 二酸化炭素の増加による気候変動（地球温暖化）
2. オゾン層の破壊
3. 酸性雨
4. ヒートアイランド現象による都市の気温上昇
5. 自動車や工場などによる大気汚染
6. 自動車、鉄道、航空機、工場などによる騒音・振動
7. 工場などによる悪臭
8. 家庭や工場排水などによる水質汚濁
9. 近隣の騒音
10. 高層建築物などによる日照障害
11. 街並みの景観の悪化
12. 河川、湖沼、内湾などの汚染
13. 土壌汚染
14. 地盤沈下
15. 海洋の汚染
16. リサイクル可能な資源の廃棄
17. 廃棄物などの最終処分場の逼迫
18. 不法投棄など廃棄物の不適正な処理
19. ダイオキシンなど有害化学物質による環境汚染
20. 内分泌攪乱化学物質*（環境ホルモン）の生物への影響
21. 国内の原生林や湿地帯などといった自然の減少
22. 人々の生活の身近にある自然の減少
23. 野生生物や希少な動植物の減少や絶滅
24. 世界的な森林の減少
25. 砂漠化
26. 開発途上国の大気汚染や水質汚濁などの公害環境問題

※「内分泌攪乱化学物質」とは、人や野生動物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能阻害や悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある環境中に存在する化学物質の総称です。



4 市民意識調査の内容

■西東京市の環境について

(西東京市の環境の満足度)

問2 西東京市域の環境について、満足度をお聞きます。1～14のそれぞれの環境の状態について、該当する番号に○をつけてください。

環境の状態	満足	やや満足	いえない （満足も 不満も）	やや不満	不満
1. 空気のきれいさ	1	2	3	4	5
2. まちの静かさ	1	2	3	4	5
3. まちの清潔さ・きれいさ	1	2	3	4	5
4. 河川・水路などの水のきれいさ	1	2	3	4	5
5. 街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地など緑の豊かさ	1	2	3	4	5
6. 水や水辺との親しみやすさ	1	2	3	4	5
7. 農地や土との親しみやすさ	1	2	3	4	5
8. 野鳥、昆虫、魚などの生きものとの親しみやすさ	1	2	3	4	5
9. 公共の広場、公園	1	2	3	4	5
10. 自然の眺めやまち並みの美しさ	1	2	3	4	5
11. 武蔵野の景観（かつての「武蔵野」の面影を伝える雑木林等）	1	2	3	4	5
12. 災害、水害からの安全性	1	2	3	4	5
13. 交通災害からの安全性	1	2	3	4	5
14. 環境の状況や施策に関する市からの情報提供	1	2	3	4	5

■日常の行動について

問3 あなたが、（または、あなたのご家庭で）日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取り組みについてお聞きます。該当する番号に○をつけてください。

取組内容	いつも行っている	時々行っている	行っていないが 今後行いたい	今後も行わない、 又は行っていない	該当しない
●家庭での取り組み（地球温暖化・ヒートアイランド）					
1. 冷暖房の設定温度（夏:28度、冬:20度等）や運転時間に配慮したり、照明や家電製品の電源をこまめに消すなど節電を心がけている	1	2	3	4	
2. 夏の日差しをさえぎるための緑のカーテンやすだれの設置、冷房の利用を控えるためのうちわの利用や打ち水等を行っている	1	2	3	4	
3. 省エネルギー型の家電製品を優先して購入している	1	2	3	4	
4. 月々の電気の使用量を記録し、その変化に注意している	1	2	3	4	
5. 太陽熱温水器または太陽電池パネルを設置している	1		3	4	
6. 歯磨きや洗い物の時に水を出しっぱなしにしないようにしている	1	2	3	4	
7. 蛇口に節水コマを取り付ける等によって使う水量を減らしている	1		3	4	
8. 風呂の残り水を洗濯に使用している	1	2	3	4	
9. 油や食べ残しを流さないようにしている	1	2	3	4	
10. 洗濯洗剤やシャンプーなどの使用量は控えめにしている	1	2	3	4	

取組内容	いつも行っている	時々行っている	行っていないが 今後行いたい	今後も行わない、 又は行っていない	該当しない
11. 買い物袋を持参し、レジ袋をできる限りもらわないようにしている	1	2	3	4	/
12. 自動車やバイクを使用する際には不要なアイドリング、空ぶかし、急発進などをしないようにしている	1	2	3	4	5
13. 近所にてかけるときは、自動車、バイクを使わず、自転車を利用したり、歩いて行くようにしている	1	2	3	4	5
14. 低燃費の車や排ガスの少ない車などを車の購入の基準にしている	1	2	3	4	5
●家庭での取り組み（廃棄物・リサイクル）					
15. こみの分別を市のルールにしたがって行っている	1	2	3	4	/
16. 市や地域で行っている資源回収に積極的に協力している	1	2	3	4	/
17. 堆肥化などによって生ゴミの減量に努めている	1	2	3	4	/
18. 電化製品や家具などは出来るだけ長く使うようにしている	1	2	3	4	/
19. リサイクル商品や詰め替え商品など環境への負荷の少ない商品(エコマーク商品)などを優先的に購入している	1	2	3	4	/
●家庭での取り組み（エコ・クッキング）					
20. 食材は必要な分だけを購入している	1	2	3	4	/
21. 旬の野菜を買う（旬の時期を外して収穫する野菜は、加温したり、工場で生産する等、多くのエネルギーを使用して栽培される）	1	2	3	4	/
22. 食材を無駄なく使いきるようにしている	1	2	3	4	/
23. 地元でとれた農作物などを積極的に購入している	1	2	3	4	/
24. 冷蔵庫の詰めすぎに注意する	1	2	3	4	/
●家庭での取り組み（みどり）					
25. 家でみどりを育てている	1	2	3	4	/
26. 余暇には自然とふれあうように心がけている	1	2	3	4	/

※小問 2、5、7については、設置・実施している場合は1を選択してください

※小問 12、13、14については、自動車やバイクを持っていない場合には5を選択してください

問4 昨年3月の東日本大震災をきっかけにより意識して取り組んでいる行動を、問3の項目（1～25）の中から選んでください。（より意識して取り組んでいる行動順に、5位まで該当する番号を選んで解答欄に記入してください。）

回答欄	1位	2位	3位	4位	5位

問5 地域での環境保全活動[※]に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。

該当する番号に○をつけてください。

※「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を主たる目的とした活動を指します。（参考：「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第二条での規定）

- | |
|--|
| <p>1. 参加したことがある</p> <p>2. 今後参加したい</p> <p>3. 今後も参加する予定はない</p> <p>4. わからない</p> |
|--|



4 市民意識調査の内容

問6 問5で「1.参加したことがある」「2.今後参加したい」を選んだ方にお伺いします。どのような活動や取組に参加していますか、また参加したいと思いますか。

1. 自然観察会などへの参加
2. 花やみどりを育てる活動
3. ホタルなどの生きものを保全する活動
4. 川をきれいにする活動
5. 地域の清掃活動
6. 環境保全を行う団体への寄付や環境保全に係る募金への参加
7. その他（)

問7 問5で「3.今後も参加する予定はない」を選んだ方にお伺いします。今後も地域の環境保全活動に参加しない理由に○をつけてください。(○は3つまで)

1. 参加するための時間がない
2. 面倒くさい
3. 参加するためのお金がない
4. 参加することによる効果が分からない
5. どのような活動がどこで行われているかわからない
6. 必要性を感じない
7. その他（具体的に：)

■交通手段及び地域の交通体系のあり方について

問8 環境保全の観点から、交通体系のあり方について、まず取りかかるとすべきだと思うものに○をつけてください。(○は3つまで)

1. 道路整備等を行うことにより、バスの走行範囲や本数を増やし、バスが利用できる機会を増やす
2. 駐輪場等の増加、自転車専用道路の整備等を行い、安心して自転車を利用できる環境をつくる
3. 一方通行や生活道路への車両侵入の制限などを行い、安全な歩行と自転車の利用環境を整える
4. 休日にしか運転しない人が、自動車を共有して利用できる（カーシェアリング）仕組みを考える
5. 自転車シェアリングを利用しやすい仕組みにする
6. その他（具体的に：)

■石神井川との関わり及びイメージについて

問9 あなたと石神井川との関わり及びイメージについて、該当する番号全てに○をつけてください。(複数選択可)

- | | | |
|-------------|---------------------|------------|
| 1. 景観がよい | 2. 川辺を散策する | 3. 自然観察をする |
| 4. 興味が無い | 5. 水辺環境が悪い | 6. ごみが多い |
| 7. 生きものがいない | 8. 行ったことがない、見たことがない | |
| 9. その他（) | | |

■ポイ捨て及び歩行者喫煙について

問10 西東京市内でどのようなゴミや資源物等のポイ捨てが目立ちますか。

(複数回答 多い順に3位まで該当する番号を選んで下の解答欄に記入してください)

回答欄	1位	2位	3位

1. タバコの吸殻 2. 空ビン 3. 空き缶 4. ペットボトル
5. 新聞 6. 雑誌 7. ガム 8. 動物の糞
9. その他 ()

問11 西東京市では、ポイ捨てや歩行喫煙に対して対策が必要であると思いますか。

1. 早急に必要である 2. 必要だと思う 3. 必要ないと思う

問12 西東京市で、ポイ捨てや歩行喫煙に対策を実施するとしたら、どのような方法が望ましいと考えられますか。それぞれの対策に該当するものを選んで下の解答欄に記入してください。

回答欄	ポイ捨て対策	歩行喫煙対策

1. 罰則条例等で取り締まりを強化した方がよい(禁止)
2. 罰則はいらないが、人通りの多い駅周辺等を、特に規制区域に定め、灰皿設備を設置する(分煙)
3. マナーやモラル向上に訴える
4. 市内の美化活動を強化し、物を捨てにくい環境をつくる
5. その他 ()

■市が行う事業について

問13 本年4月に「みどりの散策マップ」が新しくなりました。以前の散策マップも含めて、散策マップを利用したことはありますか？

1. ある 2. ない → (今後利用したい 今後も利用する予定はない)

問14 問13で、「2. ない」と回答した方にお伺いします。その理由について、該当する番号に○をつけてください。

1. 知らなかった 2. どこで入手できるか分からない
3. 興味がない 4. その他 ()

※「みどりの散策マップ」は、西東京市のウェブサイトで見学できる他、主要な公共施設で入手できます。



4 市民意識調査の内容

問 15 市が行っている以下の事業について、該当する選択肢に○をつけてください。

事業内容	利用して いる	今後利用し たいと思う	今後も 利用しない	知らない
1. 保存樹木・保存樹林・保存生垣への補助	1	2	3	4
2. 生垣造成への補助	1	2	3	4
3. 花いっぱい運動	1	2	3	4
4. 雨水浸透ます設置助成	1	2	3	4
5. 自然観察会	1	2	3	4
6. 生ゴミ減量化処理器購入助成	1	2	3	4
7. リサイクル市	1	2	3	4
8. 集団回収活動への助成	1	2	3	4
9. 堆肥の配布	1	2	3	4
10. 環境フェスティバル（環境展）	1	2	3	4
11. 放射線・放射能関連情報の提供	1	2	3	4
12. エコプラザ西東京で開催している講座	1	2	3	4
13. 郷土資料室	1	2	3	4
14. その他（ ）	1	2	3	4

■今後取り組んでみたいこと、市への要望

問 16 今後、環境保全のためにあなた自身、またはあなたが行政や地域と協力して取り組んでみたいと思うことがありましたら、以下にご記入ください。

問 17 西東京市の環境保全に対するご提案・ご意見・ご要望がありましたら、以下にご記入ください。また、エコプラザ西東京への要望（開催する講座内容の希望等）についてもご記入ください。

これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

5 西東京市環境基本条例

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条—第9条）

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備（第10条）

第2節 環境管理等の実施（第11条・第12条）

第3節 環境学習の推進等（第13条・第14条）

第4節 市民等の活動の支援（第15条）

第5節 報告書等（第16条）

第4章 地球環境の保全等（第17条）

第5章 環境審議会等（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊か

さや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

5 西東京市環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推

進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
- 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本方針

- (2) 施策の大綱
- (3) 環境配慮指針
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

(環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場におい

て、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地



5 西東京市環境基本条例

球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会等

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
 - (3) その他環境施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 公募市民 4人以内
 - (2) 事業者 2人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) 関係行政機関の職員 2人以内
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任

期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(環境保全活動等推進員)

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。
- 3 推進員の活動について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

6 用語解説

【あ】

- **アイドリングストップ** p.48
信号待ち等の自動車の停車中にエンジンを停止させること。アイドリングストップにより、車の燃料の節約、排出ガス削減につながる。
- **雨水貯留浸透施設** p.37
雨水を一時的に貯留、または地下に浸透させる施設。設置により、河川や下水道等への雨水流出量を抑制し、浸水被害の緩和、雨水の有効活用等が期待される。
- **エコアクション21** p.23, 73
環境省が定めた「環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドライン」に基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度。事業者の環境への取り組みを推進し、持続可能な経済社会の実現に貢献することを目的としている。環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表をする。
- **エコセメント** p.18, 42
生ごみ等燃えるごみを焼却してできた灰を主な原料としてつくるセメント。1,300℃以上の高温で焼成するため、灰の中に含まれるダイオキシン等の有害物質は、分解されて無害になる。ごみを資源として有効利用できるため、ひっ迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。
- **エコドライブ** p.19, 56
燃費のよい自動車の運転を心がけること。たとえば、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ等がある。
- **エコ羅針盤** p.73
ごみ減量推進課が発行しているごみの減量・資源化やリサイクル等の推進に関する広報紙。

- **温室効果ガス** p.22, 58, 59
地表から放出された熱が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等がある。人間活動により、現在の温室効果ガス濃度は産業革命以前の水準を超過しており、そのことが地球温暖化の主な原因とされている。

【か】

- **外来種** p.38
本来その地域には生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。生態系に重大な影響を与えることがあり、環境問題の一つとして扱われる。
- **環境基準** p.19, 20, 46
健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音などの基準が設けられている。
- **環境マネジメントシステム** p.23, 55, 73
組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組む際の工場や事業所内の体制・手続き等を行う仕組み。
- **グリーン購入** p.43
製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること。
- **公害** p.10, 47, 48, 49, 93, 94
事業活動や人間の活動等により生じる人の健康や生活環境に起きる被害のこと。環境基本法では、公害として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭が



6 用語解説

挙げられている。

●光化学オキシダント p.19, 46

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすおそれがあるほか、農作物等への影響も報告されている。

●光化学スモッグ p.19

光化学オキシダント濃度が高くなる現象。東京都では、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに光化学スモッグ注意報が発令される。

●コミュニティバス p.50

地域の交通需要に合わせて運行し、通常の路線バスのサービスではカバーしきれない要望に対応するバス。西東京市では市が事業主体となり、「はなバス」という名称で運行されている。平成26年1月時点で5ルートがある。

【さ】**●再使用 p.58, 59**

リユース (Reuse) と呼ばれ、いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。

●再生可能エネルギー p.22, 23, 29, 33, 55, 57, 73

永続的に利用することができる太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギー源の利用により生じるエネルギーの総称。

●再生利用 p.10, 94

リサイクル (Recycle) と呼ばれ、廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集め

る必要があり、製造時に、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。

●3R p.18, 29, 58, 73

Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字をとったもの。ごみを減らすための環境行動を表すキーワードである。

●資源化 p.18, 29, 33, 41, 42, 43, 44, 45, 58, 59, 73

廃棄物を資源として利用すること。西東京市では、「西東京市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源の分別徹底、新たな分別区分の検討、適正な収集回数の維持等により、ごみの資源化を進めている。

●資源化率 p.41

一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合。

●資源循環型社会 p.29, 72, 93

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用や適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

●親水 p.20

水にふれたり、接したりして水に親しむこと。魚類や昆虫等との共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられることがある。

●生物多様性 p.3, 4, 16, 20, 28, 33, 34, 38, 39, 72

様々な生態系が存在すること、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。人間は、生物の多様性がもたらす恩恵を享受している。また、地域における固有の財産であり、地域独自の文化の多様性も支えている。

【た】

●太陽光発電 p.55, 57

太陽の光エネルギーを電力に変換すること。発電時に二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーである。半永久的で偏在しない太陽のエネルギーを利用するため、石油等の化石燃料の代替エネルギーとして期待される。

●地球温暖化 p.3, 22, 23, 28, 29, 33, 55, 58, 61, 71, 73, 95

温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が長期的に上昇する現象。地球規模の気温上昇の結果、海水の膨張や氷河等の融解による海面の上昇、気候メカニズムの変化による異常気象の頻発等のおそれがあり、自然生態系や生活環境、農業等への影響が懸念されている。

●地球温暖化への適応 p.22, 33, 55, 61

地球温暖化対策には大きく分けて、「緩和」と「適応」があり、適応とは、起こりうる地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。緩和とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること。

●地産地消 p.39

地域で生産された資源をその地域で消費する取り組み。地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費すること等を指す。

●低公害車 p.45, 48, 49, 58, 59

従来のガソリン車やディーゼル車と比較して、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等のこと。大気汚染対策、地球温暖化の防止の観点から普及が期待されている。

●低炭素社会 p.3, 21, 22, 29, 33, 55, 58, 73

温室効果ガスの排出が極力抑えられた社会のこと。環境に配慮した生活スタイルの選択、省エネ製品の選択、自然を利用したエネルギーの選択等により実現を目指す。

【な】

●二酸化窒素 (NO₂) p.19, 46

物が燃えると発生するガスである窒素酸化物の一つ。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、人間の呼吸器に悪影響を与える。

【は】

●発生抑制 p.10, 18, 29, 45, 73, 94

リデュース (Reduce) とも呼ばれ、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用等により、製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることを極力抑えること。

●バリアフリー p.29, 52

障害者や高齢者等の社会的な弱者が、生活していく上で妨げとなる障害を取り除くこと。

●ヒートアイランド p.48, 49, 61

都市部の気温が、郊外と比較して島状に高くなる現象。人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、密集したコンクリートの高層建築物の増加、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出等が原因となる。

●BOD (生物化学的酸素要求量) p.20, 46

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が分解されるときに使われる酸素の量で、水質汚濁の指標の一つ。

●PM_{2.5} (微小粒子状物質) p.19, 47

大気中に浮遊している粒径2.5 μm (2.5mmの千分の一)以下の粒子状物質で、大気汚染の



6 用語解説

原因物質の一つ。気管を通過しやすく、気道より奥に付着することもあるため、人体に大きな影響を及ぼすと考えられている。

- 浮遊粒子状物質 (SPM) p.19, 46
浮遊粉じんのうち、10 μm以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生し、大気中に長時間滞留する。高濃度では、肺や気管等に沈着し、呼吸器に悪影響を与えるおそれがある。

【ま】

- 見える化 p.56, 58, 73
情報を定量的または定性的に分かりやすく提示すること。見える化により、関係者の気づきや問題意識等が高まることが期待される。
- 水循環 p.35, 36, 37
大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動(循環)のこと。水循環には、雨水の川や海への流れ、地下への染み込み、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダム

による貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水等各種用水の河川からの取水や排水、地下水の利用等の人工的な水循環がある。

- 緑のカーテン p.22, 48, 49, 61
アサガオやゴーヤ、ヘチマ等のつる性の植物を窓の外にカーテンのようにはわせて栽培することで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える取り組み。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

【や】

- ユニバーサルデザイン p.50, 52
年齢、性別、身体的状況等の違いに関係なく、誰もが利用しやすい製品や環境等のデザイン。

【ら】

- 緑被率 p.16
ある地域における樹林地、草地、農地など、木や草で被われている面積の占める割合。



いこいな
©シンエイ/西東京市

西東京市のマスコットキャラクター「いこいな」

「いこいな」は、自然と生き物のふれあいを守る森の妖精です。西東京いこいの森公園でみどりや生き物を育てるお手伝いをしています。

「いこいな」は西東京市に住む皆さんのことが大好きです。皆さんも、「いこいな」のことを応援してくださいね！

○西東京市ホームページ「いこいな、み～つけた！」のページ

URL <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/kids/ikoi-na/index.html>



西東京市第2次環境基本計画 (平成26年度～平成35年度)

発行 西東京市

編集 西東京市みどり環境部環境保全課

〒202-0011 東京都西東京市泉町3-12-35 エコプラザ西東京

TEL：042-438-4042 FAX：042-421-5410

e-mail：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

平成26年3月

西東京市第2次環境基本計画

(平成26年度～平成35年度)

